



高等小學讀本
卷四

文部省



目 録

第一課 竹の園生	一	第十七課 朗詠	八十五
第二課 古社寺と國寶	八	第十八課 羅馬の舊都	八十七
第三課 風凰堂	十一	第十九課 電氣の世界	九十四
第四課 産業組合	十六	第二十課 法律及び命令	九十八
第五課 手紙	二十二	第二十一課 道徳と法律	百二
第六課 詠史十首	二十五	第二十二課 ベスタロツテ	百六
第七課 吉田松陰	二十八	第二十三課 愛	百十三
第八課 世界の航路	三十三	第二十四課 大原御幸	百十六
第九課 關稅	四十二	第二十五課 名數	百二十
第十課 水と風景	四十七	第二十六課 三條岩倉二公	百二十三
第十一課 支那略史(一)	五十	第二十七課 阿閉掃部	百二十七
第十二課 支那略史(二)	五十七	第二十八課 讀書	百三十一
第十三課 支那略史(三)	六十三	第二十九課 春を待つ歌	百三十七
第十四課 音樂	七十	第三十課 伊藤博文	百三十九
第十五課 鉢木	七十六	第三十一課 歐米人の日本人觀	百四十六
第十六課 弘法大師	八十一	第三十二課 明治の聖世	百五十

高等小學讀本 卷四

第一課 竹の園生

かけまぐも畏けれど、天皇皇后兩陛下の御齡六十を超えさせ給ひて、いよゝ御健かにましく、竹の園生の御榮の年々、いよゝやまし行くを見奉るこそ國民の此上なき幸なれ。

皇太子殿下御名は嘉仁親王、明治十二年八月三十一日御誕生、二十二年天長節の佳辰を以て東宮に立たせ給ふ。現に陸軍中將、海軍中將の官にましく、親しく軍務を見そなはし、又文事にもいそしみて、深く治國の道

を究めさせ給ふ。皇太子妃殿下御名は節子、故公爵九條道孝の第四女におはし、明治十七年六月二十五日御誕生、三十三年五月御入興あり。三十四年には皇孫迪宮裕仁親王殿下、三十五年には淳宮雍仁親王殿下、三十八年には光宮宣仁親王殿下、次々に生れさせ給へり。皇太子殿下の御妹宮内親王は四所おはします中に、今は泰宮聰子内親王殿下のみ内におはします。伏見宮貞愛親王殿下は夙に身を軍職に置かせられ、日清・日露の二大戦役には殊功を建てさせ給へり。陸軍大將軍事参議官にてまします。妃利子女王殿下は故有栖川宮幟仁親王の四の宮。二王子おはし、御繼嗣を博恭王

殿下と申す。海軍兵學校に學ばせられ、後獨逸に留學させ給ひ、日露戦役には旗艦三笠の分隊長として、黃海に奮戦させ給ひ、御負傷遊ばされたり。現に海軍大佐の官に居させ給ふ。妃殿下は従一位徳川慶喜の女にて經子と呼ばせ給ふ。御子は三王子、三王女おはします。有栖川宮、御當主を威仁親王殿下と申す。海軍兵學校に學ばせ給ひ、後英國海軍大學校御卒業、實地乗組の練習をも積ませられ、今は海軍大將軍事参議官の重職に居させ給ふ。妃殿下は贈従二位前田慶寧の女にして、御名を慰子と申す。

閑院宮載仁親王殿下は貞愛親王殿下の御弟宮にして、

久しく佛國に在りて軍隊教育を受けさせられ、日清戰役には第三師團參謀部附として、日露戰役には騎兵旅團長として、偉勳を建てさせ給ひぬ。現に陸軍中將の官に居給ひ、近衛師團長の要職におはす。又日本赤十字社總裁として、全國百四十萬の會員を統べさせ給ふ。妃智惠子殿下は故公爵三條實美さかきの女、篤志看護婦人會愛國婦人會等を總裁せらる。一王子五王女おはします。東伏見宮依仁親王殿下も亦貞愛親王殿下の御弟宮におはす。海軍兵學校に學ばせられ、後英佛二國に御留學、日本海海戰には軍艦千代田の艦長として、勇敢に戰はせ給へり。現に海軍少將の官にあらせられ、横須賀豫備

艦隊司令官の職に居給ふ。妃殿下は故公爵岩倉具定いわたの女周子と申させらる。

華頂宮博忠王殿下は伏見宮博恭王殿下の第二子、御年十一歳に渡らせ給ふ。

山階宮御當主を武彦王殿下と申す。御年十五。御弟宮四所、御妹宮一所おはします。

賀陽宮恒憲王殿下は御年十三。御姉宮一所、御妹宮一所おはします。

久邇宮邦彦王殿下、陸軍大學校御卒業の後、獨逸に御留學あり。陸軍歩兵大佐にておはします。妃殿下は故公爵島津忠義の女、倪子と申す。三王子三王女おはします。御

弟の多嘉王殿下は臨時神宮祭主を勤めさせ給ふ。妃殿下御名は靜子、子爵水無瀬忠輔の女。王女一所おはす。梨本宮守正王殿下は邦彦王殿下の御弟宮におはし、陸軍士官學校を出でさせ給ひて、佛國に學ばせられ、現に陸軍歩兵大佐におはす。妃伊都子殿下は侯爵鍋島直大の女。王女二所おはします。朝香宮鳩彦王殿下も邦彦王殿下の御弟宮にして、明治三十九年三月新に宮號を賜へり。陸軍歩兵中尉におはす。妃殿下は天皇陛下第八の皇女允子内親王にして、王女一所おはす。

東久邇宮は邦彦王殿下の御弟稔彦王殿下御當主たり。

明治三十九年十一月新に宮號を賜へり。同じく陸軍歩兵中尉にてまします。

北白川宮の御當主は成久王殿下にして、陸軍砲兵中尉にてまします。妃殿下は天皇陛下第七の皇女房子内親王におはす。王子王女うちつゞき生れさせ給へり。

竹田宮恒久王殿下は故北白川宮能久親王の御子におはす。明治三十九年三月新に宮號を賜へり。現に陸軍騎兵少佐にまします。妃殿下は天皇陛下第六の皇女昌子内親王。御子恒徳王殿下は明治四十二年の御誕生なり。

小松宮は故彰仁親王の妃賴子殿下のみおはす。

(明治四十五年一月御現在)

第二課 古社寺と國寶

天然界の一木一石も史上の遺蹟としては觀る者をして懷古の情に禁へざらしむ。況や當時の名匠を集めて經營せる古代建造物をや。法隆寺の境内にたゞずみて、昔ながらの莊嚴なる堂塔伽藍に對する時は、何人も聖德太子が銳意佛法の弘通に盡し給ひしそのかみを想ひ出でて、一種無限の感に打たるゝなるべし。去つて春日神社に詣づれば、樓門・神殿・廻廊等、丹朱の色鮮かに、鬱蒼たる老杉と相映じて、平安時代の優雅なる氣象、自ら眼前に開くる心地す。京都に、鎌倉に、其の他全國處々に遺存せる古社寺の建造物はもとより、其の襲藏せる繪

畫彫刻文書什器等の名品は皆能く其の時代を物語るものにして、人をして皇國文明の由來の深く且遠きを想はしむ。

之を諸外國に徴するに、是等の建造物及び遺物の豊富なること、我が國の如きは比類殆ど稀なり。是畢竟我が國體と我が國民性との然らしむる所にして、其の我等國民に與ふる教訓は實に至大なるものありといふべし。然れども是等は能く多年の星霜變故を経て、わづかに今日に遺存せるものにして、其の既に壞廢散佚せるものに至りては擧げて數ふべからず。かくて國民の誇たるべき貴重なる建造物及び寶物も保存の法宜しき

を得ざる時は、終に絶滅に至るの虞なしとせず。是明治三十年古社寺保存法の公布ありし所以なり。

古社寺保存法に據れば、古社寺の建造物及び寶物類中、歴史の證徴となり、特殊の由緒あり、又は製作の優秀なるものは、國費の補助によりて保存せられ、其の最も較著なるものは特別保護建造物及び國寶の資格あるものと定めらる。是等の資格及び國費の補助を與ふるには内務大臣古社寺保存會に諮詢して之を決定するものとす。

爾來此の法に據りて指定せられて現存せる特別保護建造物はすべて八百二十三點、國寶の資格あるもの二

千三百七十點に及べり。(明治四十五年二月調)

明治の初年には西洋の文物を入れるゝに急にして、我が國古來の遺物を顧みる暇なく、我が名工一代の傑作にして、海外に搬出せられたるものさへありき。今や國民が其の過去を知り、過去の文物を尊重するに至れるは、國民としての自覺の精神の發揮したるなり。大國民たらんものは物質的文明の進歩に後るべからざると同時に、一面には古代を回顧するの尙古的精神を有すべきなり。

第三課 鳳凰堂

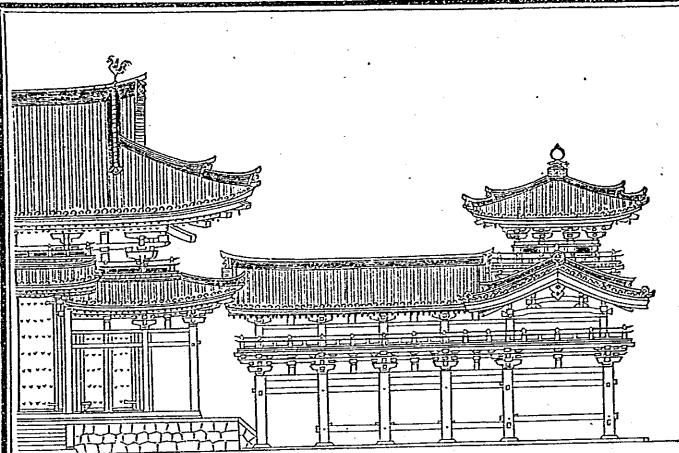
御堂關白の造營せし京極殿法成寺等の華美壯麗は如

何なりけん、今は其の片影だに見るべからず。平安時代建築物の典型として藤原氏の盛時をしのばしむるものは宇治の鳳凰堂なるべし。

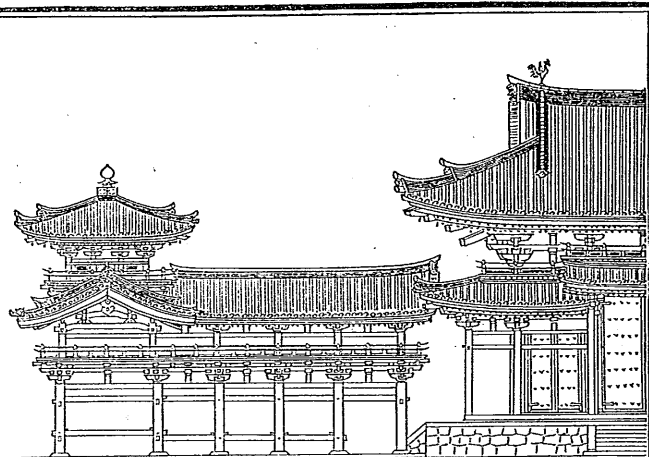
京都より汽車にて約四十分間、宇治驛に下車し、數町にして平等院に至る。こゝはもと河原左大臣源融の別業のありし處、東は宇治川を隔てて朝日山に對し、西南は低き丘陵に據り、風景極めて佳し。融の別業、御堂關白の手に移りし後、其の子頼通始めてこゝに伽藍を經營し、平等院と稱せるなり。平等院は北に大門を開き、堂宇皆東面し、伽藍南面の常軌に従はず。鳳凰堂は即ち其の阿彌陀堂にして、亦東面せり。實に今より八百五十餘年以

前の建築に係る。

堂の全形は鳳凰の飛翔せる狀に象どりたるものにして、中央の本殿は其の體なり。左右の廊は其の兩翼なり。後の廊は其の尾なり。本殿は重層にして、巍然として高く聳え、屋上雌雄の銅鳳あり、風に隨ひて舞ふ。翼廊低く左右に延びて矩形をなし、其の隅角に閣樓を起せり。尾廊は故らに單層として、兩翼の重層なるに對せしむ。其の構造に於ても、本殿、翼廊、尾廊各多少の相違あり。かく大小高低同じからず、形狀構造各異なる種々の建物を配合して、しかも權衡と調和とを保たしめたるは、建築者の手腕の凡ならざるを見るに足れり。外部はすべて



丹土を以て塗り、扉・長押・垂木の端には精巧なる金具を施せり。其の木割の纖麗にして曲線の優美なるは亦能く平安時代の好尚を發揮したり。内部の裝飾に至りては、實に當時の美術の精粹を聚めて善美を盡せり。内陣の柱・斗・組・天井等には悉く優美なる花紋を畫がき、四面の扉及び壁には宅磨爲成の畫がける極



樂淨土の圖あり。天井下の壁間には五十餘軀の菩薩の彫像を懸く。中央に佛壇あり、壇上には名工定朝の作なる丈六彌陀の像を安置し、其の上に螺鈿・透彫等を以て華美を極めたる長方形の天蓋を懸けたり。堂内の裝飾は或は繪畫に、或は彫刻に、色彩を用ひ、髹漆を用ひ、金箔を用ひ、透彫・毛彫・象眼等あらゆる技巧を

施して、意匠は豊富に、手法は精美に、當時發達せる技術の奥妙を盡して、人をしてさながら極樂淨土に在るの感あらしむ。定朝の彫刻、爲成の繪畫は建築の美と相待ちて三絶と稱すべく、唐土の美術の我が國民の嗜好に陶冶せられて漸く熟成せし國民的美術の精華は全くこゝに聚められたりといふべし。多くの佛殿堂塔の湮滅跡なきが中に、能く兵火の災を免れたるは眞に至幸といふべく、今日我が國に於て最も貴重すべき建築物の一なり。

第四課 産業組合

近年學問技術ノ進歩ニ伴ナヒテ、諸種ノ發明頻々トシ

テ起リ、絶エズ之ヲ農工業ニ應用スルヲ以テ、人カヲ用フルコト少クシテ生産額ハ著シク増加シ、品質ノ改良モ亦常ニ行ハル、コトトナレリ。又交通運輸機關ノ發達スルニ隨ヒ、商業ノ取引ハ頗ル敏活トナリ、優良ニシテ廉價ナル貨物ハ容易ニ市場ニ顧客ヲ求ムルコトヲ得ルニ至レリ。サレバ大資本ヲ有シテ文明ノ利器ヲ使用スルモノハ、勞スルコト少クシテ、利スル所多ク、資本乏シクシテ舊法ヲ墨守スルモノハ、精勵事ニ從フモ、得ル所甚ダ少カラントスルノ傾向ヲ生ゼリ。

是ニ於テ資本ノ豐カナラザルモノ共同シテ、或ハ低利ノ資本ヲ融通シ、或ハ機械器具及ビ材料ヲ購入シ、或ハ

生産物ノ加工及ビ販賣ノ方法ヲ改良スル等、産業ニ必要ナル利便ヲ開ク爲諸種ノ組合ヲ組織スルニ至レリ。是等ノ組合ヲ總稱シテ産業組合トイフ。我が國ノ法律ニテハ、信用組合、販賣組合、購買組合、生産組合及ビ是等各種ノ事業ヲ兼營スル組合ヲ認メタリ。

信用組合ハ資本ヲ融通シ、貯金ノ便宜ヲ與フルヲ目的トス。此ノ組合ニ加入スルモノハ、抵當トスベキ財産無ク、他ヨリ資金ヲ得ルノ便無キモノモ、組合ヨリ低利ナル資金ノ供給ヲ受クベク、又他日ノ資本ニ備ヘンガ爲、其ノ收入ヲ蓄積セントスル時ハ、比較的高歩ノ利子ニテ組合ニ預ケ入ル、コトヲ得ベキナリ。

販賣組合ハ共同シテ生産物ヲ販賣シ、成ルベク多クノ利益ヲ收ムルヲ目的トス。各人ノ生産シタル物品ヲ集メ、組合ノ手ニ依リテ之ヲ販賣スルトキハ、適當ナル時期ヲ選ビ、有利ナル販路ヲ求ムルヲ得ルガ故ニ、自ラ利スル所多クシテ、手數ヲ費スコト少カルベシ。

購買組合ハ生産費並ビニ生活費ヲ節約スルヲ目的トス。生産及ビ生活ニ要スル物品ヲ、多人數共同シテ一時ニ買入レ、之ヲ組合員ニ分ツトキハ、各人別々ニ買求ムルヨリモ廉價ニシテ、且品質ノ良好ナルモノヲ得ベシ。

生産組合ハ生産ニ必要ナル機械器具ヲ使用シ、又共同シテ生産物ニ加工スルノ便利ヲ與フルヲ目的トス。新

規ノ工夫發明ニ係ル機械器具ハ其ノ價貴クシテ、個人ノ資力ニテハ之ヲ求ムルコト能ハザルモノ多シ。生産組合ハ合同ノ資本ヲ以テ、是等ノ機械器具ヲ購入シ、組合員ヲシテ順番ニ之ヲ使用セシメ、又組合員ノ生産シタル粗製品ヲ集メテ、組合ノ力ニ依リ、便利ナル機械器具ヲ用ヒテ精製加工スルヲ以テ、生産費ヲ節約シ、生産物ノ改良進歩ヲ圖ルコトヲ得ベシ。

産業組合ノ利益ハ獨リ此ノミニ止ラズ、其ノ組合員ハ利害相分ツヲ以テ、互ニ訓戒獎勵シテ、徳義ヲ進メ良風ヲ作ルノ利アリ。殊ニ、共同一致ノ精神ヲ養ヒ、自治團體ノ發達ヲ促スノ功頗ル大ナリトス。

近年歐洲各國相競ヒテ此ノ制度ノ發達ニ努メ、其ノ成績甚ダ顯著ナルモノアリ。我が國ニモ昔ヨリ無盡講、賴母子講等、多少産業組合ニ類セルモノナキニアラズ、殊ニ二宮尊徳ノ唱道シタル主義ニ基ヅク報徳社ノ如キモ同一趣旨ニ出デタルモノナリ。然レドモ時勢ノ進歩ハ在來ノ舊制ヲ以テ満足スルヲ許サズ、遂ニ明治三十三年、政府ハ獨逸ノ制度ヲ參酌シテ、我が國情ニ適セル産業組合法ヲ制定セリ。爾來十餘年、政府ノ獎勵ト時代ノ要求トニ依リ、諸種ノ産業組合相次イデ起リ、今日ニ於テハ全國ヲ通ジテ其ノ數既ニ九千ニ垂ントスルノ盛況ヲ見ルニ至レリ。

第五課 手紙

手紙を認めるのは人と應對すると同じことで、先方の如何に依つて、程々の言葉遣に注意せねばならぬ。尊貴の人に對して、粗略な言葉を使へば、失禮になることは言ふまでもなく、親密な間柄の人に、餘り丁寧な文句を用ひれば、却つて他人行儀になつて面白くない。

手紙は目的や場合の異なるに隨つて、其の文に精粗繁簡の趣を異にする必要がある。精密な説明を要する時には、長きを厭はず委曲を盡して書くべく、父母に近況を知らせたり、友人の無聊を慰めたりする爲の書翰は格別として、普通の手紙は成るべく簡潔を旨とするが

よい。殊に急を要するものには、一言半句も贅言を挿まぬやうにせねばならぬ。多忙な人にくだくしい手紙を出すのは、自分の徒勞はまだしも、先方の人に對して迷惑をかける所以である。人によると、餘り短いのは何となく書翰の體裁を具へぬやうに思ふが、それは甚だしい心得違で、書翰は用事さへ通ずれば、短いほどよいのである。本多作左が陣中から、一筆啓上、火の用心。おせん泣かすな。馬肥せ。といふ手紙を留守宅へ送つたといふ話がある。これでも用事は十分に足りたのである。慶弔や慰問の手紙は自分の身を其の人の境遇に置いて、十分の同情を以て書かねばならぬ。儀式一片で同情

の籠つて居ない文は、詞は如何に立派に書連ねてあつても、喜を共にし悲を分つの心が先方に達することはむづかしい。

對話の場合には不明の點があれば、直ちに聞返すことも出来るが、手紙の上ではそれが出来ないから、明晰に書いて、誤解の起らぬやうにするのが最も緊要である。文句の不備から先方の感情を害したり、又は實際上の損害を蒙つたりすることは、珍しくないことである。手紙の返事は成るべく速に認めるがよい。之を等閑に附するときは、其の挨拶も書添へねばならず、つきくと重つて來て、益書きづらくなるものである。手紙の返

事を忘れたり後らせたりするのは、交際の道にも背く。手紙を認めることは決してむづかしいものでない。人と對話するのと同じ心持で書けばよいのである。

第六課 詠史十首

日本武尊

八田 知紀

白鳥のかげこそみえね、御劔の

さやかにあとに残りけるかな。

上毛野形名妻

谷 勤

つまこもる城の邊の嵐吹きたえて、

たかくかゝれる弓はりの月。

和氣清麻呂

萩原 廣道

世の中のうさに捨てにし身一つに

千々の日繼をかためつるかな。

源頼政

小出

繁

時鳥くもゐに鳴きし夢さめて、

あふぎの芝に秋風ぞ吹く。

松下禪尼

税所敦子

隙間もる風をふせぎし老松に

この下庵もゆるがざりけん。

北條時宗

渡

忠秋

神風のもろこし舟を拂ふまで

つくしにけりな、武士の道。

楠木正成

野矢常方

君が爲散れと教へておのれまづ

あらしにむかふ櫻井の里。

新田義貞

足代弘訓

かへり來ぬ越路の雁ぞあはれなる、

吉野の春のはなも見ずして。

上杉謙信

高崎正風

贈りけん鹽の色にも見ゆるかな、

こしぢの雪のきよき心は。

徳川光圀

内藤存守

みなと川清きながれも西山の

月の光にすみまさりつゝ。

第七課 吉田松陰

吉田松陰は至誠憂國の士なり。天保元年長州萩の東郊松下村に生れ、安政六年江戸の城外小塚原に刑せらるるまで、其の一生は實に至誠を以て終始せり。

松陰幼少の時より學問の志篤く、父の田圃に出づる時も書を携へて之に隨ひ、讀みて解せざる所あれば、直ちに之を父に質せり。十一歳にして藩主の前に兵書を講ぜしに、説く所明快、人をして驚歎せしめたりといふ。長ずるに及び、四方に歴遊して、横井小楠、佐久間象山、藤田東湖等當時知名の士と相交り、意見を鬪はせて得る所

少からざりき。

米國水師提督ペルリの軍艦を率ゐて浦賀に來りしは、嘉永六年松陰が二十四歳の時なりき。松陰は熱心なる攘夷論者にして、夙に國防の必要を唱道せしが、攘夷の實を擧げんには、先づ海外列強の事情を審にせざるべからずとなし、安政元年米使の再び來るや、松陰密に米艦を伊豆の下田に訪ひて、海外遊學の志を告げ、便乗を許さんことを請ふ。艦長固より其の志を壯としたれども、日米兩國の和親を結ばんとするの秋に當り、國法の許さざる渡航を助くること能はざるを諭し、終に其の請に應ぜず。松陰雄圖空しく破れ、悄然として歸り、自首

して縛に就き、江戸の獄中に投ぜらる。やがて罪狀定まりて長州野山の獄に送られ、越えて安政二年松下村の自宅に蟄居を命ぜられ、翌三年家に在りて家學を授くるの許を得たり。時に年二十七。其の家學と稱するは山鹿流の兵學なれども、兵學は唯名のみにして、其の説く所は國家經綸の策、其の訓ふる所は尊王攘夷の精神なりき。

松陰の諸生を教育するや、至誠を以て之を導き、時に諸生と勞役を共にし、米を搗くにも書を講じ、田を耕すにも道を論じ、諄々として倦むことを知らず。かくの如くにして、松下村塾に於ける僅かに二年半の短き教育が、

長藩の志士に及したる感化の功は殆ど計り知り難きものあり。維新の風雲に乗じて廟堂の大議を參畫せし幾多の英傑が、其の八疊と十疊半との二室の裡に養成せられしを想へば、誰か其の薰化の偉大なるに驚かざるものあらんや。伊藤公晚年其の師の舊居を訪ひて詩あり、

道德文章敘彝倫。精忠大節感明神。
如今廊廟棟梁器。多是松門受教人。

惜しいかな、安政の大獄は遂に松陰の身に及び、安政六年十月、三十歳の壯齡を以て空しく刑場の露と消えたり。辭世の詩に曰く、

我今爲國死。死不背君親。

悠悠天地事。感賞在明神。

松陰は東奔西走の間にも、常に懷を故郷に馳せ、寸刻の暇あれば、則ち書を認めて、父母を慰め、姉妹に訓へたり。其の情愛の深き、人をして泣かしむるものあり。江戸の獄に送られんとして、妹に與へたる歌に、

心あれや、人の母たる人たちよ、

かゝらんことは武士の常。

死刑に先だつ數日、永訣の書を作りて、

親思ふ心にまさる親心、

けふのおとづれ何と聞くらん。

松陰は勵精克己、客舎にありても、牢獄にありても、嘗て書を手にせざることなく、其の短き生涯を殆ど逆旅と獄裡とに費して、尙其の著書は實に六十種百餘卷の多きに及べり。

第八課 世界の航路

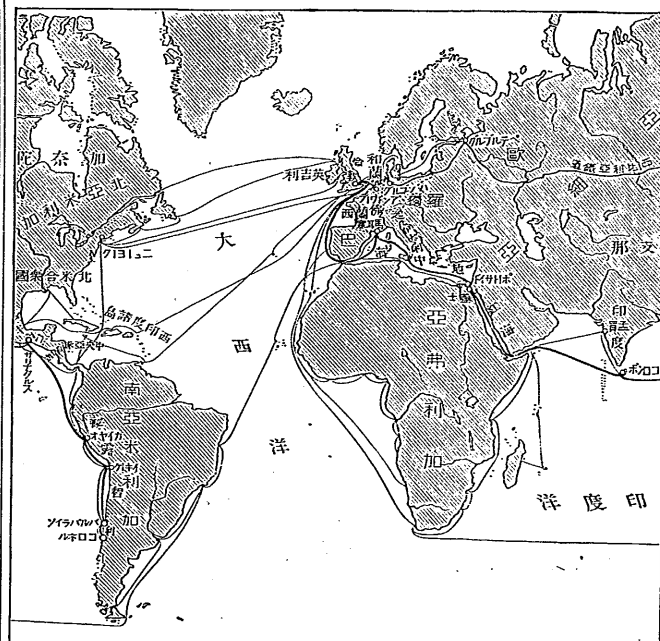
始めて蒸氣力を用ひて大西洋を横ぎりし船舶は僅かに數百噸の大いさに過ぎざりしが、漸次に發達して、現今に於ては實に三萬噸を超ゆるものも珍しからざるに至れり。随つて其の速度の増大も亦驚くばかりにして、最初二十餘日を費したりしもの、次第に減じて十五日となり、十日となり、八日となり、今は四日半に短縮し

て、毎時平均二十六海里を駛り得べし。其の設備の上にも亦多大の進歩を來し、最も完備せる客船にありては、船室の裝置、陸上のホテルに異なることなく、無線電信によりて海陸通信の聯絡を圖り、船中に新聞紙を發行して時事を報道するに至れり。

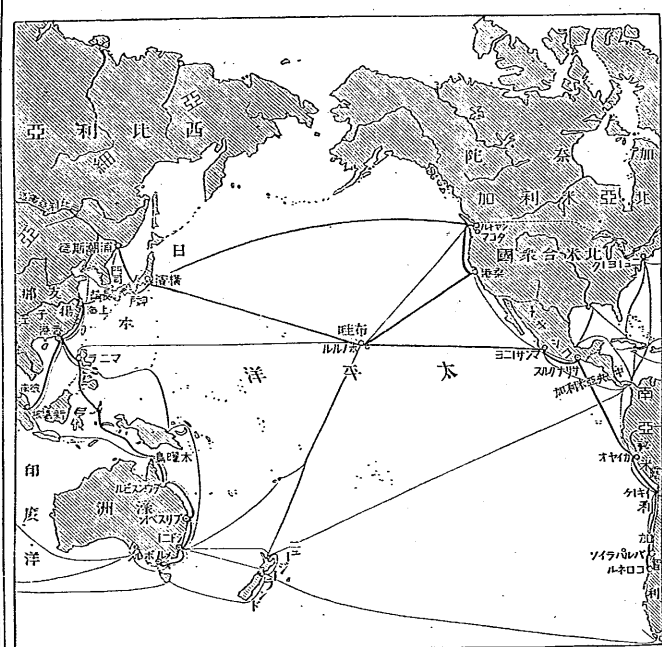
航路の延長は商工業の發展に多大なる關係あるを以て、各國は爭ひて自國商船の航行を獎勵し、特に補助金を附與するが如きこと少からず。航路の最も發達せるは歐米二大洲の間なる大西洋にして、世界の海運國を以て自ら任ずる列強の劇しき競争は遺憾なく茲に發揮せられたり。歐洲より東洋及び濠洲に至る航路も亦

多數の船舶を集むれども、近時我が帝國の勃興、西比利亞鐵道の全通及び支那の開發につれて、劇甚なる航路競争は太平洋上にも起り、今日にありては其の航路の發達頗る著しきものあり。今左に重なる航路に就きて述べん。

大西洋航路は歐羅巴諸國、殊に英吉利・佛蘭西・和蘭・獨逸・白耳義・伊太利等の主要港灣と、北米合衆國・加奈陀・西印度諸島・メキシコ・中央亞米利加等の重要港灣との間に往來するものにして、又南亞米利加の開發近年頓に進みしより、移民の招致、產物の輸出頗る盛なるを以て、航路も亦隨つて發達せり。是等の諸航路中最も發達せる



は英佛獨の三國よりニューヨークに到る北大西洋航路にして、前に述べたる最新式構造の大船巨舶は實に此の航路の航行に任ぜり。汽船會社として英國のキムナー・ド・汽船會社・オシヤ



ニック・汽船會社、獨逸のハンプブルグ・亞米利加汽船會社、北獨逸ロイド會社等を其の最たるものとす。我が國及び東洋の諸國と歐羅巴との間の交通貿易は漸次盛大に赴き、旅客の往來、物

資の出入頻繁なるを以て、此の間の運航に従事せる船舶は随つて多く、西曆一千八百六十九年蘇士運河開通以來著しく航海里數を短縮し得たるより、一層其の發達を爲したり。本航路に於ては英國最も優勢にして、日本獨逸佛蘭西等之に次ぐ。

太平洋航路の中、北太平洋横斷航路は其の主要航路にして是等の航路に使用せらるゝ船舶は北大西洋航路のものに比すれば遜色あれども、中には船體頗る大に、速度も亦能く二十海里を上下し、優秀なる設備を有するものも少からず。此の航路に於て最も優勢なるは日本にして、英吉利及び北米合衆國之に次ぐ。

今や巴奈馬運河の工事は着々歩を進め、其の竣成の期も近きにあらんとす。若し此の運河にして開通せば、大西・太平の兩洋相連り、太平洋を航行する船舶は頓に其の數を増加すべく、世界航路に於ける我が大日本帝國の地位は益々重きを加ふるに至るべし。

印度洋航路の主要なる起終點は、主として其の沿岸なる英吉利・佛蘭西等の領土の諸港灣に在り。此の海洋に於ける航路中、孟買港に集中する印度沿岸航路最も密にして、是より出でて或は西・紅海を航して地中海に向ふものあり、或は東・コロンボ・新嘉坡を経て東亞細亞沿岸に來るものあり、或は更に亞弗利加東岸の諸港に達

するものあり。濠洲に出入する船舶亦少しとせず。殊に其の母國たる英國との間には多數の船舶航行し、随つて歐洲濠洲間の航路頗る盛なり。其の他濠洲北米間、濠洲東洋間の諸航路も亦重要なるものとす。是等の航路に當れる船舶は速度も小に、船内の設備亦劣れる所あるを免れず。

我が帝國政府も亦維新以來大いに意を航海業の發展に注ぎ、遠洋及び近海に數多の命令航路を設けたり。現に遠洋命令航路たるは歐洲航路、北米航路、南米航路、濠洲航路是なり。歐洲航路は横濱より神戸・門司・上海・香港・新嘉坡・彼南・コロンボ・蘇士・ポートサイド・馬耳塞・倫敦を

經て、アントワープに至る。北米航路には横濱よりシヤトル・タコマ・桑港に至る三線あり。いづれも横濱より更に西方に延長して、神戸・門司、又は長崎・上海、又はマニラ等を経て香港に至る。南米航路は横濱よりホノルルを経て、メキシコのマンサーニョ・サリナクルス、祕露のカイヤオ、智利のイキーク・バルパライソに至り、コロネルを以て其の終點とす。是も亦横濱より更に西方に延長して、神戸・門司を経て香港に至る。濠洲航路は横濱より神戸・門司・長崎・香港・マニラ・木曜島・タウンズビル・ブリスベーン・シドニーを経てメルボルンに至る。是等の航路を航行する船舶は日本郵船會社・東洋汽船會社・大阪商

船會社の三會社に屬し、政府は遠洋航路補助法に據りて、一定の補助金を附與せり。此の外支那沿岸及び揚子江流域を航行するもの、浦潮斯德に至るもの、朝鮮、臺灣、樺太等の屬地に至るもの等幾多の近海命令航路あり。我等は今や我が帝國に船籍を有する汽船によりて、遠く歐米諸國に遊ぶことを得べし。唯日章旗の尙未だ大西洋上に翻らざるを憾とするのみ。

第九課 關稅

開港場國境等ニ稅關ヲ設ケ、輸出入品ニ對シテ一定ノ租稅ヲ賦課ス。此ノ租稅ヲ關稅トイフ。關稅ニハ輸出稅ト輸入稅トノ別アレドモ、輸出稅ヲ課スル國ハ極メテ

少ク、我が國ニハ全クコレナキガ故ニ、關稅トイヘバ即チ輸入稅トノミ解スルモ可ナリ。

我が國ニテハ重量百斤毎ニ米ニハ金壹圓、紅茶ニハ金貳拾貳圓六拾錢ヲ課シ、蓄音器、寫眞器ニハ其ノ價格ノ五割、製造煙草ニハ參拾五割五分ヲ課ス。カクノ如ク、稅率ヲ定ムルニ、重量ニ從フモノアリ、價格ニ從フモノアリ。一ヲ從量稅トイヒ、一ヲ從價稅トイフ。

關稅ハ外國ヨリ輸入スル貨物ニ課スルモノナレドモ、實際之ヲ負擔スルモノハ其ノ貨物ノ消費者ナレバ、其ノ大部分ハ即チ自國民ノ負擔ニ歸スルモノタルヲ知ルベシ。然ルニ何レノ國ニテモ必ズ多少ノ關稅ヲ徵收

セザルナキハ、之ニ依リテ國庫ノ收入ヲ補フカ、又ハ内地ノ産業ヲ保護センガ爲ナリ。國庫ノ收入ヲ主トスル國ニテハ、貿易ノ自由ヲ阻害セザランガ爲、務メテ低率ノ關稅ヲ課スルヲ常トス。カクノ如キ國ヲ自由貿易國ト稱ス。英國ハ其ノ適例ナリ。内地産業ノ保護ヲ主トスル國ニテハ、内地ノ生産品ト競爭スベキ外國品ハ、務メテ其ノ輸入ヲ防止セントスルガ故ニ、其ノ關稅ハ高率ナルモノ多シ。カクノ如キ國ヲ保護貿易國ト稱ス。日本、獨逸、露西亞、佛蘭西北米合衆國等之ニ屬ス。各國ニハ必ズ法律ヲ以テ規定シタル關稅ノ定率アリ。之ヲ國定稅率トイフ。關稅ハ國定稅率ニ據ルヲ通則ト

スレドモ、通商貿易ノ圓滑ヲ圖ランガ爲ニ、條約ニ依リテ特ニ低額ノ稅率ヲ協定スルコトアリ。之ヲ協定稅率トイフ。其ノ協定ニ二アリ。對等國ノ間ニアリテハ、甲國ガ乙國ヨリ輸入スル或貨物ニ對シテ稅率ヲ低減スル代償トシテ、乙國モ亦甲國ヨリ輸入スル或貨物ニ對シテ稅率ヲ低減スルヲ約ス。例ヘバ獨逸ガ日本ノ漆器ニ對シテ特別ノ低率ヲ課スルヲ條件トシテ、日本モ亦獨逸ノアリザリン染料・アニン染料等ニ對シテ特別ノ低率ヲ定ムルガ如シ。之ヲ名ヅケテ雙務協定トイフ。之ニ反シテ強國ト弱國トノ間ニアリテハ、強國ハ自ラ讓歩スルコトナク、獨リ弱國ニ對シテノミ稅率ノ協定ヲ

強フルコトアリ。之ヲ片務協定トイフ。此ノ場合ニ於テハ、弱國ノ稅權ハ全ク強國ノ手中ニアリトイフベシ。我が國モ歐米ノ強國ニ對シ、久シク片務協定ニ甘ンジタリシガ、國力發展ノ結果、最近ノ條約改正ニ際シ、雙務協定ノ條約ヲ締結スルヲ得タリ。

對等國間ノ條約ニハ、一國ニ與フル利益並ビニ特權ハ、其ノ他ノ條約國モ亦之ニ均霑スルノ條項アリ。之ヲ最惠國條款トイフ。サレバ若シ或一國ノ或物品ニ對シテ稅率ノ低減ヲ約スルトキハ、他國ノ同一物品ニ對シテモ亦同様ノ待遇ヲ與フルノ義務ヲ生ズルヲ以テ、稅率ヲ協定スルハ、成ルベク對手國ノミノ特有物產ナルカ、

又ハ少數ノ國ヨリ輸入スル物品ニ限ルヲ要ス。然ラズンバ國定稅率法ハ殆ド空文ニ歸シ、關稅賦課ノ目的ヲ達スルコト能ハザルニ至ルベシ。

第十課 水と風景

江山の勝といひ、林泉の美といひ、風光の佳麗なる處、水色の添はざるはなし。

四面海を環らせる我が國には、到る處長汀曲浦の眺に乏しからず。かの日本三景を始とし、播磨の舞子の濱、紀伊の和歌の浦、駿河の三保の松原等はいづれも海濱の勝地として名高く、特に瀬戸内海の風光は世界に冠たりと稱せらる。

湖沼の水色も亦四圍の山容と相待ちて風景の美を成す。琵琶の湖水を外にしては近江八景なく、中禪寺湖蘆の湖を除きては日光箱根の勝もいふに足らざるべし。中禪寺湖の水は懸つて華嚴瀑となり、奔つて大谷川となり、緑樹紅葉の間に隱見する所、日光山林壑の美あり。蘆湖より落つる早川の溪流は玉と碎け雪を噴き、行く行く浴樓の下をめぐりて、遊人の耳目を洗ふ。耶馬溪は奇石怪岩を以て聞ゆれども、山國川の此の間を流れて、淵となり、瀬となり、瀧となりて奇觀を添ふるにあらずんば、いかでか鎮西の絶景たる名稱を専らにするを得んや。木曾山中の偉觀は老樹の鬱々として晝

尙暗きにあれども、木曾川の流るゝありて、其の景に光と色とを與ふるなり。月の瀬の梅も水によりて趣を増し、高雄の紅葉も流に映じて錦を漂はす。紫雲英蒲公英の咲満ちたる春の野を流るゝ一條の水、竹籬の外より入りて石に隨ひて曲折する庭園の細き流、其の景趣を添ふること幾何ぞ。朝日も、夕日も、月も、星も、水に映じて美しく、螢も水邊に亂れ飛ぶによりて風情殊に多し。

水の豪壯は天を搏つ怒濤に見るべく、地を震はす飛瀑に見るべく、巖石を提げて奔る急流に見るべし。平和は洋々たる春の海に在り、岸遠く山遙にして白帆風をは

らんで下るの長江に在り。靜寂は水面鏡の如くにして、蘆荻岸に疎に、山禽時に來つて翼を洗ふの沼澤に在り。

第十一課 支那略史 (一)

支那は世界最舊國の一にして、其の文化の源を尋ぬれば、四千餘年の昔に遡らざるべからず。然れども歷世革命相踵ぎ、今に至るまで朝を替ふること二十餘。茲に其の概略を語らん。

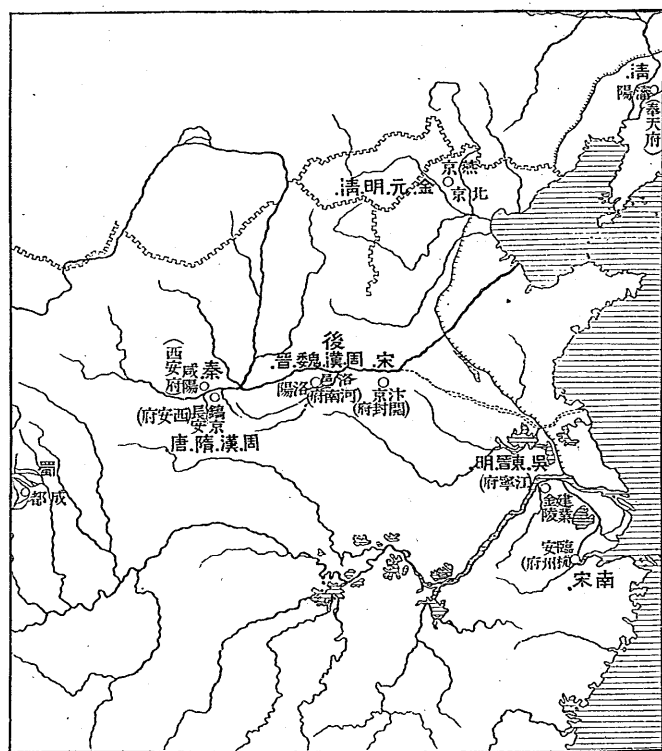
太古の代三皇五帝あり、いづれも生活に必須なる事物の發見者として傳へらるれども、事蹟の詳細は考ふるに由なし。五帝の中、帝堯、帝舜の代は治政大いに見るべきものあり、聖人として永く後世の尊崇する所たり。舜

の禪を受けて位に上りしは禹なり。九年に亙りて大洪水を治めて功あり、恭儉仁慈の君なりしを以て、民人悅服し、禹の死後、其の子孫相襲ぎて王となれり。之を夏の代といふ。然れども其の末裔桀王に至りて、暴虐の政多く、遂に殷の湯王に滅されたり。殷も亦其の末裔紂王に至り、殘虐暴戾にして、天下の怨を買ひ、周の武王に滅さる。是我が紀元以前約四百年の事なり。

周の武王は鎬京西安府に都し、一族功臣を諸侯に封じて王室の藩屏とせり。武王の死後、其の弟周公、幼主を輔けて、周室の基を固くし、百般の禮法制度を一定し、範を後世に垂れたるもの多し。其の後三百年、政荒怠して、諸

侯離叛し蠻人西方より侵入せしかば、難を避けて、都を洛邑（河南府）に遷せり。是より以後を春秋の代といふ。春秋の代には周室の王威全く衰へ、諸侯の有力なるもの王命を藉りて他の小諸侯に號令するに至り、之を覇者と呼べり。道教の祖老子、儒教を開きし孔子も亦此の時代の人なり。

春秋時代に次ぐを戰國時代とす。全く弱肉強食の代にして、燕趙韓魏齊楚秦の七國各相攻伐せしが、秦最も強く、先づ周室を滅し、尋で他の六國を併せて、遂に天下を統一せり。時に我が紀元四百四十年なり。戰國時代には諸國爭ひて人才を登用し、言論自由なりしかば、諸流の



學者雜然
として起
れり。老子
の教を敷
演せる莊
子、孔子の
道を祖述
せる孟子
の如きは、
皆此の時
代に出で

たり。

秦王の天下を一統するや、封建の制を改めて郡縣の制を布き、自ら皇帝と稱し、咸陽(西安府)に都し、阿房宮等の大宮殿を造營して、盛に朝威を示せり。然れども法令苛酷、未だ幾ばくならずして天下再び亂れ、項羽、劉邦等の英傑四方に起り、劉邦遂に天下を一統して、長安(西安府)に都す。漢の高祖即ち是なり。

高祖の孫武帝立つに及びて、文教盛に興り、又外征に力めて、大いに其の版圖を擴張せり。數代の後王莽といふもの國を篡ひ、漢の祚一旦絶えしが、叛亂忽ち四方に起り、漢の皇族劉秀遂に推されて帝となり、都を洛陽(河南

府)に奠む。光武帝是なり。是より後漢の代と稱す。

後漢の代に最も注意すべきは明帝の時、佛教の傳來せしことにて、洛陽に始めて白馬寺を建てしは我が垂仁天皇の御代に當れり。爾來印度の僧侶の來りて布教に従事するもの多く、佛教次第に傳播せり。

後漢の末は魏、吳、蜀の三國に分れたり。曹操の子丕は後漢の獻帝を廢し、魏國を建てて洛陽に都し、孫權は吳國を建業(江寧府)に建て、劉備は蜀漢を成都に建てたり。かくて三國鼎立せしが、蜀先づ魏に滅され、魏も亦其の將司馬炎の爲に國を篡はれ、炎は更に吳國を併せて天下を一統し、晉の代となる。

晉の代には老莊の學大に行はれ、天下の人皆清談に耽りて、國事を顧みるもの無く、國家の元氣消耗せるに乘じ、夷狄内地に侵入して、晉は遂に之が爲に滅びたり。其の一族建業に都して、僅かに江南の地を保てり。之を東晉といふ。黃河流域は全く塞外人種の角逐に委すること百三十餘年、其の間に興廢せし列國十六、胡族五、之を總稱して五胡十六國といふ。

五胡の一鮮卑族より出でたる後魏は次第に勢力を得、太武帝の時に至り、遂に北方諸國を統一せり。南方にては東晉の相劉裕篡立して帝となる。宋の武帝是なり。是より後百五十餘年間を南北朝の代といふ。

南北兩朝の代は戰亂絶ゆることなく、篡奪相踵ぎしが、隋の文帝位に長安に即くに至り、南北始めて一に歸せり。其の間帝位を踐めるもの各二十餘君、半は篡弒に遭へり。以て當時の情勢を見るべし。

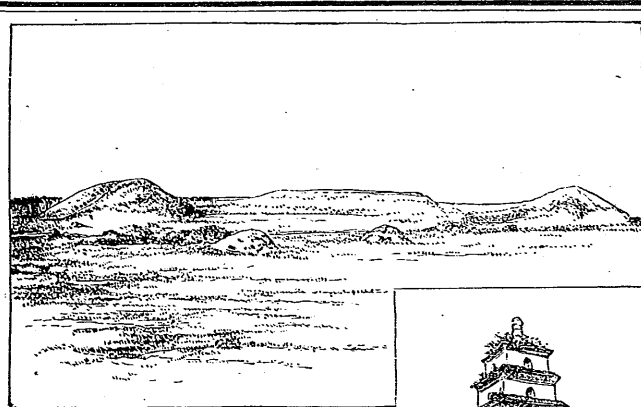
隋の文帝は勤儉の君なりしが、其の子煬帝は豪奢を好み、盛に土木を興せり。我が推古天皇の十五年、小野妹子が使して始めて支那に至りしは、即ち煬帝の三年に當れり。隋は三十餘年にして亡び、唐の代となる。

第十二課 支那略史 (二)

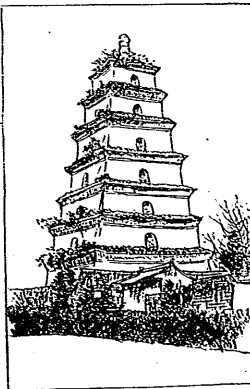
唐朝の第二世太宗は英邁の君にして、能く賢相を用ひ、民政に勤めしかば、百姓内に安く、國威外に揚れり。我が

國はさきに隋と修交せしが、唐の代に至りて、復國使を遣はし、爾來歷代遣唐使を派し、其の制度文物を將來せしめたり。留學生留學僧の彼の土に入りて學ぶもの亦少からず。奈良時代以後の我が國の文化は著しく其の影響を蒙れり。かの大寶令に定められたる諸制度は概ね唐朝の制に據り、多少我が國體を斟酌せられたるものなり。隨つて民間の風俗習慣に至るまで、いつか我が國に入り來れるもの多し。

太宗の子高宗の後武氏、權力を弄び、後自ら位に即きて、國を周と稱せしが、幾ばくもなくして復唐に復し、玄宗位に即くに及びて、天下復大いに富めり。我が國の吉備



大唐明宮含元殿及翔鸞栖鳳閣遺址



唐慈恩寺大雁塔

眞備安倍仲麻呂等の留學せしは此の時代なり。既にして玄宗政に倦み、奢侈宴樂に耽り、楊貴妃寵を專らにせしかば、尋で安祿山の反あり、爾後國勢頓に衰へ、外敵の侵入頻りにして、藩鎮の勢力亦次第に強大となり、財政の困難之に伴ひ、遂に

朱全忠の爲に滅されたり。是より先我が國にては其の亂を聞きて遣唐使の派遣を中止せり。

詩は唐に於て最盛を極め、永く後世の模範となれり。玄宗時代の李白と杜甫とは最も名高し。稍下りて文に韓退之、柳子厚あり。又韓退之と同時代に白樂天あり。其の詩平易流麗なりしかば、我が平安時代の人に珍重せられたり。唐樂も亦我が雅樂に入れるもの多し。

朱全忠の國(梁後)を建てし後も、各地に割據せし藩鎮は王と稱して相下らず、其の間五十餘年、中原に據りて帝と稱するもの後梁、後唐、後晉、後漢、後周にして、之を五代といふ。就中後漢の如きは國祚最も短く、二世四年にして

滅びたり。後周の將趙匡胤に至りて、復天下を一統して、汴京(開封府)に都す。宋の代こゝに始る。

宋は唐末五代の弊に懲り、藩鎮の勢力を殺ぎしが、其の極文弱に陥り、屢、外敵に屈辱を受けたり。王安石新法を行ひ、富國強兵を計りしかども、其の弊害多く、加ふるに内政黨の争を生じ、益、外敵の乘ずる所となれり。此の頃滿洲より起りて最も勢力ありし金は遂に南下して汴京を陥るゝに及び、宋は金を避けて都を臨安(杭州府)に奠めたり。是より後を南宋といふ。南宋の代となりても、金と和戰常なかりしが、其の國勢振はず、講和說勝を占めて、常に財寶を金に納め、以て僅かに南方を保つこと

を得たり。金はやがて燕京(北京)に都せしが、いつしか亦次第に奢侈文弱の風に染み、國勢日に弱くなれり。蒙古之に乗じて北方より來り、遂に金と宋とを併吞して元朝を建てたり。宋の代は國威の揚らざりしに似ず、學問頗る盛にして、碩儒の世に出でたるもの多し。就中名高きは朱子にして、いはゆる朱子學の祖なり。

元は蒙古の一部落にして、もと金に従屬せしが、鐵木眞部長となるに及びて、次第に近傍を併せ、遂に成吉思汗と稱し、南下して金を伐ち、又西して中央亞細亞西部亞細亞の大半を略し、其の子太宗の世に至りては、歐羅巴に侵入して、歐洲人を戰慄せしめ、尋で金を滅し、世祖忽

必烈の時に至りては、全く宋を滅し、始めて國號を元と改め、都を燕京に遷す。其の領土は歐亞二洲に跨りて、世界史上空前の大帝國を成せり。世祖が勝に乗じ、我が國に入寇して大敗せしは、即ち我が文永弘安の役なり。元は天下を保つこと九十八年、再び漢人の奮起するあり、明の代となる。

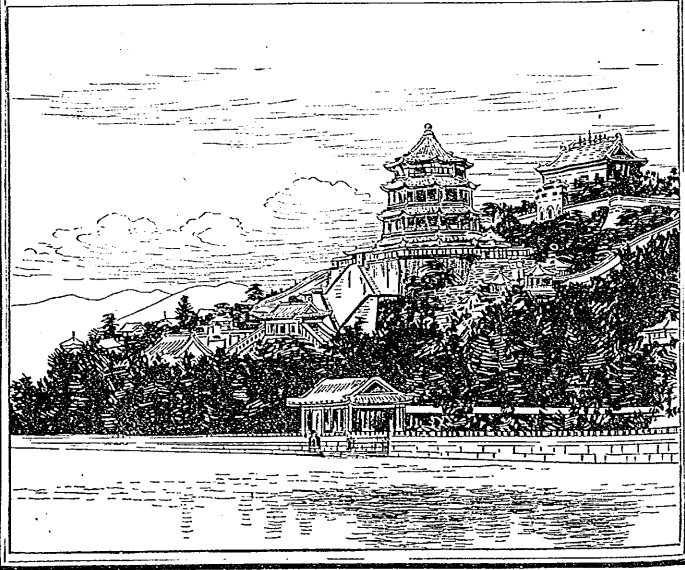
第十三課 支那略史(三)

明の太祖金陵(江寧府)に都し、元末の諸弊を革め、邊要の國防を嚴にし、諸子を要地に分封して、帝室の藩屏となせしが、孫惠帝の時に至りては、其の叔父燕王、兵を擧げて反し、帝位を篡へり。是即ち成祖にして、都を燕京に遷

し、之を北京とし、舊都を南京と稱せり。是より先我が西國の民、常に高麗及び元の沿海を侵せしが、明に至りても止まず、之を倭寇といふ。又足利義滿の好を明に通ぜしより、倭寇暫く中絶し、西國の諸侯も亦各自支那人と交通せしを以て、文物・技藝等の彼より傳來せしもの少からず。我が國にて永何貫文といひて通貨として用ひし永錢は、即ち彼の永樂通寶たりしを以ても、彼我交通の盛なりし一斑を知るべし。豊臣秀吉の征韓の役、明廷より兵を派して相戦ひしも、人の知る所なり。明廷の綱紀漸く弛むや、外患内憂亦頻りに起り、二百七十餘年に滅び、滿洲族の代となる。

滿洲族は金亡びし後、勢久しく振はざりしが、明の末、愛親覺羅努爾哈赤出で、皇帝と號し、國號を金と稱す。明之を討ちて利あらず、努爾哈赤明の瀋陽を取りて都とす。努爾哈赤は太祖にして、瀋陽は即ち奉天なり。其の子太宗の時、國號を改

(山 壽 萬) 圖 和 願 清



めて清といひ、其の子世祖の時に至りて、遂に支那本部を併せ、都を北京に遷し、辮髮の令を布きて其の風俗に従はしむ。明の遺臣鄭成功の臺灣に據りしこと、朱舜水の逃れて我が國に入りし事等、亦人の能く知る所なり。清朝の初には外版圖を擴張せしのみならず、内政治も亦整頓し、聖祖高宗の世には學者を任用して、編纂事業に與らしめ、漢人の心を收攬するに務めたりき。然れども諸外國との交通は漸次政治上の紛糾を加へ來れり。英國は盛に印度の阿片を支那に輸入し、清國は其の弊に堪へざるを以て、遂に其の輸入を嚴禁せり。是に於て英國は貿易保護を名として艦隊を派遣して來り攻め

しかば、清廷は遂に香港を割讓し、上海、寧波、福州、廈門、廣東の五港を開きて和を請へり。時は宣宗の道光二十二年にして、我が天保十三年に當れり。

阿片戦争以後、清廷の威嚴の失はれたるを見るや、洪秀全といふもの兵を廣西に起し、南京に據りて、國を太平天國と稱し、其の勢甚だ盛にして、十餘省を風靡せり。長髮賊是なり。湖南の曾國藩兵を起して之を討ち、遂に南京を陥れて内亂を平げたり。秀全の兵を起せしより十五年なりき。是より先、廣東の官吏英船を搜索して清の罪人を逮捕せるあり、會佛國宣教師も廣西にて殺されしかば、英佛聯合軍は廣州を陥れ、進んで天津に迫り、清

の使臣と條約を結び、之が批准交換を求めんとせる際却つて清人に砲撃せられしかば、其の翌年遂に進んで天津、北京を陥れたり。清廷已むを得ず償金を出し、漢口、牛莊等の諸港を開きて和を結びぬ。かゝる間に露西亞は次第に滿洲地方に侵入し來れり。

清國の我が國と事端を開きは明治七年の臺灣事件に始り、十五年以後朝鮮問題を以て益々複雑なる關係を生ぜしが、其の結果は遂に日清戦争となり、下の關條約となれり。清國の實力かくして暴露するに及び、諸外國は種々の要求をなし、獨逸は膠州灣を、露國は旅順口及び大連灣を、英國は威海衛を租借し、尋で佛國も亦廣州灣

を租借するに至れり。かくて三十三年義和團の亂となり、日英露佛獨米奧伊聯合軍の進撃となり、越えて四年、滿洲の野は日露兩軍の戦場となれり。清廷是に於て始めて覺醒し、憲政豫備の上諭を發し、國會を開設すべきことを宣布せしが、四十四年十月武昌の鎮兵首として革命の旗を翻すに及び、各省之に響應し、四十五年二月清帝は遂に位を退くの已むを得ざるに至れり。

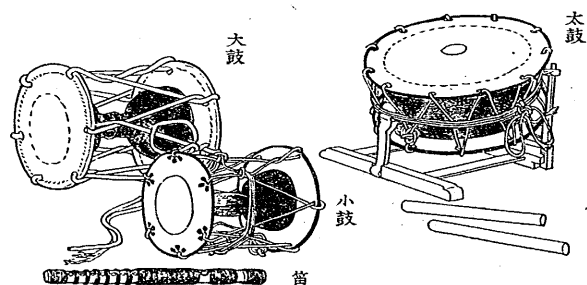
顧みれば上下五千載、其の領土時に廣狹ありと雖も、支那本部のみを以てしても、世界最大の帝國たり。然るに革命に次ぐに革命を以てし、帝業皆其の久しきを保つ能はず。固より我が帝國の萬世一系にして金甌無缺な

ると日を同じうして語るべからず。支那の歴史を読むに方りても、誰か身の皇國に生れたるの至幸至福なるを思はざるものあらんや。

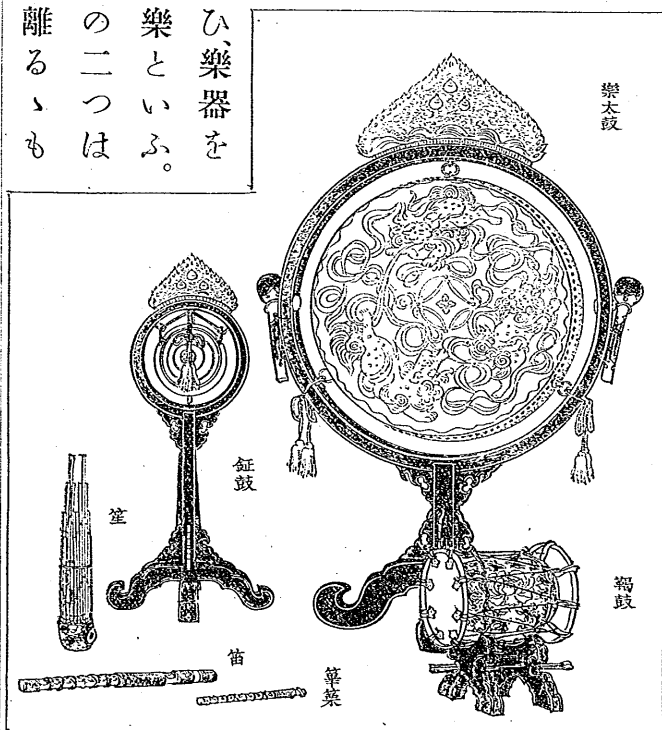
第十四課 音樂

聖德太子生駒山に笛を吹き給へば、百獸出でて耳を傾け、妙音院師長熱田の祠前に琵琶を彈ぜしに、海魚躍つて陸に上りたりとかや。こはもとより傳説に過ぎざるべけれども、貝・鐘・太鼓高く鳴渡れば、弱卒も奮ひ起ちて敵陣に向ひけん。喇叭の聲の勇ましきには、傷者も痛手を忘れて突進すべし。母の懷に聽くねんねこ歌より葬儀の庭の哀の曲に至るまで、人生は終始音樂を離るゝ

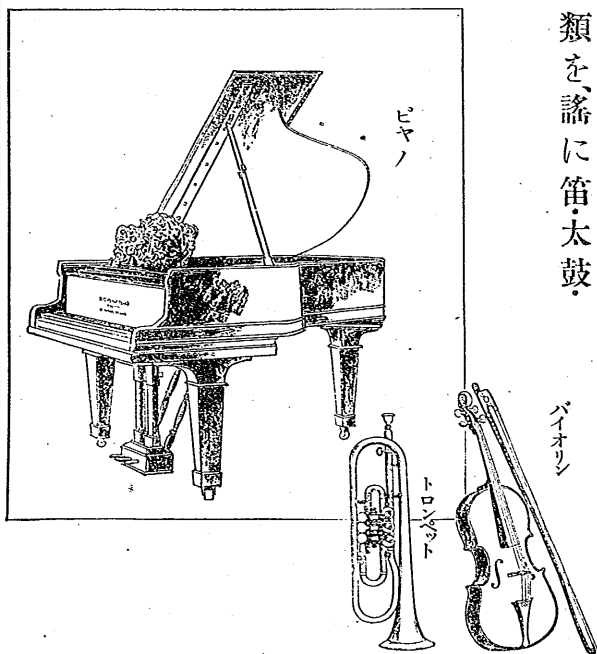
ことなし。悲痛の曲には人皆身魂の寒きを感じ、和樂の調には聽く者いづれも心意ののびやかなるを覺ゆ。音樂の人心に感動を與ふること、かばかり強烈なれば、高雅なる音樂は自ら氣品を高くし、徳教を資くるの効至大なれども、其の鄙俗なるものは風を紊り、俗を壞るの虞少しとせず。宜なるかな、古來建築彫刻



繪畫・詩歌と
共に五大美
術と稱せら
るゝや。
音樂を分ち
て二とす。人
聲を用ふる
を聲樂といひ、樂器を
用ふるを器樂といふ。
然れども此の二つは
必ずしも相離るゝも



のにあらず。平曲に琵琶を、唄・浄瑠璃に琴・三味線の類を、謠に笛・太鼓の類を、洋樂の歌謠にバイオリン・オルガン・ピアノを始として、諸種の樂器を伴奏するは人の能く知る所なり。
聲樂には獨唱



と合唱との別あり。器樂も其の用ふる樂器によりて、絃樂・吹奏樂・管絃樂の三に分てり。絃樂は琴・三味線・バイオリンの如き絃樂器によりて奏するもの、吹奏樂は笙・簫・笛・喇叭の如き管樂器を用ふるものにして、管絃樂とは絃樂器・管樂器の外に、尙太鼓又は鉦鼓の如き擊樂器を加へて合奏するものなれば、最も複雑にして且變化に富めり。凡て樂器は一種にても妙音を發すべけれど、多種類の合奏によりて變化と調和とを聽くを以て、興趣最も深しとす。

邦樂の合奏には二十人以上の合奏者を見ること稀なれども、洋樂の管絃樂に在りては、時に數百人の樂手、數

十種の樂器を用ひて演奏すること珍しからず。各種の聲音、錯綜連續し、或は高く、或は低く、長きあり、短きあり、和かなるあり、鋭きあり、滑かなるあり、澁りたるあり。時に突如として現るゝ音あり、忽然として消失する音あり。一條の餘音、嫋々として絶えざる縷の如き時、滿座の樂器忽ち一齊に響き渡りて、聽衆をして、神飛び魂驚くの想あらしむる等、其の變化の妙、諧調の美、筆舌の能く盡す所にあらず。

邦樂には邦樂の妙處あり、洋樂には洋樂の特色あり。將來東西の二樂を融和渾成して、我が大帝國の爲に典雅雄渾なる新音樂を振作せんことは、我が國民の務なり

といふべし。

第十五課 鉢木

常世「如何に申し候。御宿は申して候へども、参らすべき物もなく候。折節こゝに粟の飯のある由申し候。苦しからずば聞し召され候へ。」僧「それこそ日本一の事にて候。賜はり候へ。」常世「總じて此の粟と申すものは、世にありし時は歌に詠み、詩に作りたるを承りて候に、今は此の粟を以て身命をつなぎ候。げにや廬生が見し榮華の夢は五十年。其の夢の間も粟飯かしぐ程ぞかし。あはれや、我も夢にてもそれを見るならば、慰む事もあるべきに、御覽ぜよ、かほどまで住みわびたる宿の寒き夜すがら、

寝られねば夢も見ず、何思出の候ふべき。」

常世「夜の更くるにつけて、次第に寒くなり候。何をがな火に焚いてあて参らせ候ふべき。思ひ出したる事の候。鉢の木を持ちて候。是を切りて火に焚いてあて申し候ふべし。某世にありし時は、鉢の木を數多集めて持ちて候ひしが、かやうの體になり、無用と存じ、皆人に参らせ候。さりながら、今も梅・櫻・松を持ちて候。あの雪をもちたる木にて候。某が祕藏にて候へども、今夜の御もてなしに、是を火に焚き、あて申さうずるにて候。」僧「御志は有り難う候へども、自然又世に出で給はん時の御慰にて候間、思ひ止り候へ。」常世「いや、とても此の身は埋木の花

咲く世に逢はんこと難し。唯いたづらなる鉢の木を御身の爲に焚き申すべし。よく寄りてあたり給へや。」

僧「よき火にあたり、寒さを忘れて候。主の御名字を何と申し候ぞ。」常世「いや、某は名字も無き者にて候。」僧「何の苦しう候ふべき。御名字を承り候ふべし。」常世「此の上は何をか包み候ふべき。是こそ佐野源左衛門尉常世が成れる果にて候。面目もなき事にて候へど、一族共に押領せられて、かやうの身となりて候。」僧「何とて鎌倉へ上りて、其の御沙汰は候はぬぞ。」常世「運の盡くる所は、最明寺殿さへ修行に御出で候。かやうに落ちぶれては候へども、御覽候へ。是に物具一領、長刀一枝、又あれに馬を一匹つ

ないで持ちて候。今にてもあれ、鎌倉に御大事あらば、ちぎれたりとも此の具足取つて投げかけ、錆びたりとも此の長刀を持ち、瘦せたりともあの馬に乗り、一番に馳参じ、さて合戦始らば、敵大勢ありとても、一番にわつて入り、思ふ敵と討合ひて死なん此の身の、此の儘ならば、唯徒らに飢に疲れて死なん命、無念の事に候。」

常世「鎌倉へ勢の上るといふは誠か。東八箇國の大名小名思ひくゝの鎌倉入り、さぞ見事にて候ふらん。きらびやかなる装の中に、常世の風態は見苦しく候ふらん。さりながら所存は誰にも劣るまじ。」と、心ばかりは勇めど

も、勇みかねたる瘦馬の、あら、道遅や。

時頼「如何に誰かある。國々の軍勢どもの中に、如何にもちぎれたる具足を着、錆びたる長刀を持ち、瘦せたる馬をひかへたる武者一騎あるべし。急いで此方へ來れと申し候へ。」

常世「あら、思ひよらずや。定めて人たがへにて候ふべし。げに、心得たり。某が敵人、謀反人と申し上げ、御前に召出され、頭を刎ねられん爲よな。よし、御前に參らん。」

時頼「如何に佐野源左衛門尉常世か。是こそいつぞやの大雪に宿借りし修行者よ。見忘れてあるか。鎌倉の御大

事と聞かば、一番に馳參ずべしと申せし詞を違へずして參りたるこそ神妙なれ。常世が本領佐野の莊三十餘郷返し與ふる所なり。又祕藏せし鉢の木を切りて火に焚きあてし志、何時の世にかは忘るべき。其の鉢の木は梅櫻松にてありしよな。其の返報に、加賀に梅田、越中に櫻井、上野に松井田、三箇の莊、子々孫々に至るまで所領相違あるべからず。」

常世「初め笑ひし人々も、是程の御氣色、さぞ羨ましくや思ふらん。今こそ勇め、此の馬に打乗りて、上野や佐野の故郷として歸らん。」

第十六課 弘法大師

奈良平安の代には上下争うて佛法に歸依せしを以て、英邁の士にして身を佛門に投ぜしもの少からず。嵯峨上皇の御製に「朝家無英俊。法侶隱賢才。」と仰せられしは、亦以て時世の傾向を察すべし。弘法大師の如き、蓋し亦其の一人ならんか。

弘法大師の生れしは光仁天皇の寶龜五年、誕生地は讃岐國多度津の西、風光明媚なる屏風浦なり。弱冠の時出家して、博く經論を學び、三十一歳唐に渡り、遍く著名なる梵刹に歷遊し、遂に慧果和尚といふ高僧に逢ひ、之を師として佛教の奥義を視へり。さて二年の後歸朝し、勅命により東寺の長者職となり、又綜藝種智院を起して、

佛教を主として儒學をも授け、弘く士民の子弟を教育し、後地を紀伊國高野山に卜して金剛峯寺を建立せり。入寂せしは仁明天皇の承和二年、齡六十二。名は空海、弘法大師は其の諡號にして、醍醐天皇の贈らせ給ふ所なり。

大師は智行共に秀でたる高僧にして、夙に嵯峨上皇の恩遇を辱うし、朝野の尊崇極めて厚く、大師の傳へたる眞言宗は天台宗とともに上下を風靡せる平安盛時の二大宗派たり。後世卑近を旨とせる念佛諸宗起りたる後も、佛教の高尙門として、法燈の光今尙赫々たるものあり。東寺は爾後一千餘年、朝廷の保護常に厚く、現に眞

言宗の總本山たり。金剛峯寺は規模最も宏大に、高野山の山谷に互りて、數百の支院末寺、堂舎相望み、海内有數の靈場として其の名最も著る。

大師は教化者として精神界の指導者たりしのみならず、文學者としても平安初期に於ける漢文作家の隨一と稱すべし。其の集中には唐人に代りて作れる文章あり。其の伎倆の尋常ならざりしを知るべし。又書法に精通し、手蹟亦巧妙にして、嵯峨上皇橘逸勢はなはとともに當時三筆の稱あり。諺に「弘法にも筆の誤」といへるを見ても、其の妙手たりしを察するに足らん。大師の多能なる、彫刻の技にも達せりと稱せられ、大師の作と傳ふる佛像

處々に現存せり。四十七字のいろは歌も亦其の作なりといふ。大師は實に我が國文明史上に顯著なる地位を有せりといふべし。

四國の八十八箇所を始として、大師に關係ある遺蹟は全國各地に多く、又大師の行跡に關する靈驗談は枚舉に暇あらず。如何に其の當時に重んぜられしかを知るべく、又如何に其の後世を感化せしことの大なるかを見るべし。

第十七課 朗詠

春

東岸西岸の柳、遲速同じからず、

南枝北枝の梅、開落已に異なり。

夏

池冷かにして水に三伏の夏なく、
松高うして風に一聲の秋あり。

秋

秋水漲り來りて、船の去ること速く、
夜雲收り盡きて、月の行くこと遅し。

冬

寒流月を帶びて、澄めること鏡の如く、
夕吹霜に和して、利きこと刀に似たり。

旅

孤館に宿る時、風は雨を帶び、
遠帆の歸る處、水は雲に連る。

祝

長生殿の裏には春秋富み、
不老門の前には日月遅し。

第十八課 羅馬の舊都

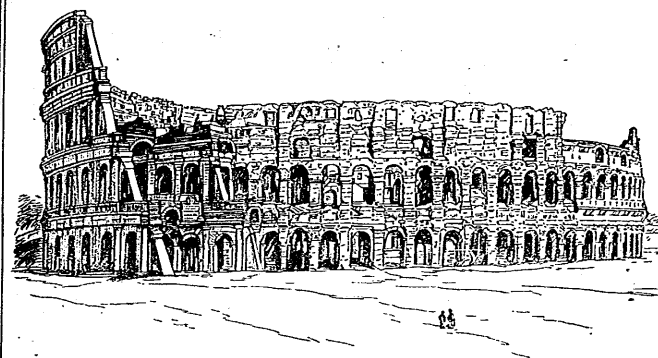
羅馬帝國の最も盛大なりしは西曆第一二世紀の頃に
して、其の版圖は歐羅巴・亞細亞・亞弗利加の三大陸に跨
り、首府羅馬は四方の富を聚めて市觀壯麗、萬世不朽の
都府たるを誇れり。然るに北方人種の侵入漸く劇しき
に及び、驕奢に染み榮華に酔ひて柔懦風を成せる羅馬

人は其の勢を阻止すること能はず、西暦三百三十年コンスタンチン帝は遂に都をビザンチンに遷すの已む無きに至れり。是より後さしもの都城は蠻人の蹂躪するに委せ、宮殿堂宇其の他壯麗なる建造物は多く烏有に歸し、市民東西に離散して、年々其の數を減じたれば、所謂不朽の大都もいつしか荒廢の極に達せり。

今の羅馬市の繁華なる街路及び王宮諸官衙の在る處は、元の羅馬の邊隅にして、そのかみ大廈高樓の櫛比せしあたり、今はたゞ荒廢寂寞の巷たるのみ。羅馬に遊ぶものをして深き感興を催さしむるは、車馬絡繹たる街路にあらずして、丘陵の上、郊野の間に寂しき影を留め

たる廢址殘壘なりとす。

羅馬に遊びて先づ觀るべきはフォーラムの跡なり。フォーラムは丘陵に圍まれ、中央政府議會法廷等總べて此の大國を支配せし機關のありし處にして、一千八百七十年伊太利政府之が發掘を開始せしまで約千五百年間は全く土中に埋沒したりき。陵の上より見下せば、三々五々並び立てる大圓柱の上に、石梁の將に落ちんとして危く支へられたるあり。屋壁の壞れて石柱のみ空しく聳えたるあり。傾ける石階、覆りたる礎石、所在に雜然たり。而して其の一石片も細かに之を檢すれば、多くは精巧なる彫刻を施せり。



フォーラムの東方に宏大なる楕圓形の建造物の半壊れたるを見るべし。是即ちコロシウムなり。古羅馬人は尙武の氣象に富みて勇猛なる行爲を好み、亞細亞・亞弗利加等より獅子・虎・豹等の猛獸を集め來りて、奴隸をして之と格闘せしめしが、後には羅馬の壯丁も腕力を誇とするものは之に加り、一般公衆をして見物せしめたり。コロシウム

は即ち其の格闘場の稱なり。周圍五百七十四ヤード、長徑二百三十八ヤード、高さ五十三ヤードあり。優に四萬五千人を容るゝに足れり。其の落成式の興行は百日の久しきに亘りて、五千頭の猛獸を殺せりといふ。毎年興行の始るや、國民は狂喜して四方より來觀せり。中世諸國より來りし巡禮者等は此の壯大なる建造物に驚きて。

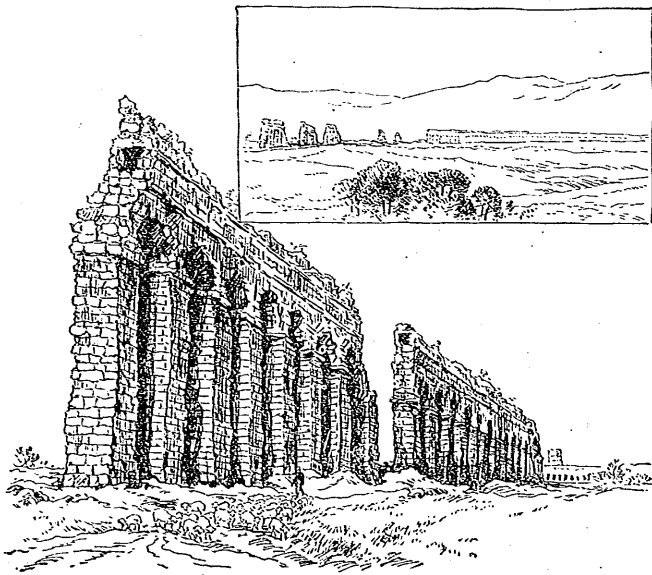
「コロシウムの立てる限りはとこしへに羅馬はあらん。コロシウムの崩れん時はもろともに都も絶えて跡なけん。羅馬の市の亡びなば、人の世界もともにまた。」

と歌へり。今や其の内部は悉く崩壊して、僅かに外壁の半を残せるのみ。コロシウムを見るは月夜を最も良しとす。巨大なる圓壁の一部は明光に照され、一部は暗黒に閉され、各層幾百の窓漏る光を以て、縦横上下に明暗の紋様を織りなす壯觀實に名狀すべからず。

又驚くべきはカラカラ帝の浴場なり。古羅馬人は入浴を好み、到る處に浴場を設けたりき。就中カラカラ帝の經營に係れる浴場は其の最も廣大なるものにて、千六百人の浴席あり。浴室の外、圖書室、談話室、化粧室、游泳池、遊戲場、庭園等の設ありき。今は只大理石もて張れる床の一部と其の周壁の一部とのみを存すれども、附近に

散亂せる大理石の彫刻を以て見るも、室内の裝飾の如何に華美を盡したりしかを知るべし。

羅馬の郊外カンパニアの平原をアルバ山の方へ通ずる一條の廣き道路あり。昔は繁華なる街道にして、勝誇りた



る猛將勇士の意氣揚々として、亞細亞より、亞弗利加より、市民歡呼の聲に迎へられてこゝに凱旋せしなり。此の道と殆ど並行して、高架水道の殘礎あり。蜿蜒として原野を互りて、遙にアルパ山に向へり。其の壁の高き處は十間に及ぶ。カラカラ帝の浴場も其の水を此の水道に仰ぎしなり。野邊の千草の霜枯れて、滿目秋蕭條たる時、アルパの山の端を出づる月の靜かに殘墟を照すを見れば、誰か俯仰懷古の情を禁ぜんや。

第十九課 電氣の世界

瞬時にして音信を千里の外に通ずる電信や、居ながらにして數百里を隔てた人と談話を交へる電話の發明

は全世界を驚かしたが、今は無線電信さへ發明されて、大洋を航行しながら陸上の報道を受取り、陸上でも航行者の消息を時々刻々に手にし得るやうになつた。燈火に應用されては、電燈の光が都鄙到る處不夜城の觀を呈して居る。

軍艦に無線電信機を裝置すれば、一艦敵情を探知するや、悉く之を各艦に傳へ、旗艦から發する命令は立ちどころに全艦隊に及ぶことが出来る。若し此の發明が數年後れたならば、日本海の大海戰は或は敵艦隊の半を逸したかも知れぬ。又數海里の外を照す探照燈は夜襲を偵察する爲に、砲臺や軍艦には無くてはならぬもの

となつた。日露戦役の際、若し敵に探照燈の設が無かつたならば、旅順の夜襲は一層目覺ましい奇功を奏したであらう。

電氣の動力を用ひる電車は次第に蒸氣の動力で走る汽車の領分までも侵略し、追々電氣機關車も用ひられるやうになり、是まで人力又は蒸氣力に頼つた諸機械の原動力も追々電氣に變つて、工業界の一大革新を促して居る。殊に近年は水力電氣の驚くべき發達に伴ひ、電力が頗る廉價に供給されるので、石炭の火力に頼る蒸氣力は多くの場合之に敵することが出来なくなつた。日本のやうに急流や瀑布に富んで、水力電氣を起

すに天與の利便をもつて居る國では尙更の事である。電氣を醫術の上に應用して種々の電氣療法を施し、又診断を爲し、手術を行ふ助にもする。殊にエックス線の發見によつては醫術に一新生面を開いた。エックス線は電氣の作用で生ずるもので、此のエックス線で人體を照すと、筋肉は自由に透射されて、骨の形がはつきり分る。又人體の中に金屬體・結石・大なる腫物等があれば、直ちに其の所在が認められる。日露戦争の際、之によつて負傷者の體内に殘存した彈丸や彈片を見附けて、治療の上に多大の便利を得たのである。

此の外銅の精製、アルミニウム・炭化石灰の製造等を始

め、電氣の利用は日に益開けて、其の底止する所を知らぬ。印刷術に大改良を與へたのは電氣版で、鍍金法として最も廣く用ひられるのは電氣鍍金である。又扇風機に用ひては三伏の暑さを忘れしめ、暖爐に用ひては嚴冬の寒さを凌がしめる。或は料理に洗濯に、或は電鈴に懷中電燈に、電氣利用の途は一々數へ舉げられない。化學、動物學、醫學等實驗的科學の研究に電氣の廣く利用されることは今更言ふまでもない。若し十九世紀が蒸氣の世界といはれるならば、二十世紀は實に電氣の世界である。

第二十課 法律及ビ命令

我等臣民ノ遵奉スベキ國家ノ法規ニハ其ノ種類多ク、其ノ名稱一ナラズト雖モ、何レモ憲法ノ條規ニ基ツキテ、天皇ノ發布シ、又ハ發布セシメ給フモノナリ。是等ノ諸法規中、帝國議會ノ協賛ヲ經テ發布セラル、モノヲ法律トイヒ、其ノ他ヲ命令トイフ。

法律ニハ刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、裁判所構成法等國家ノ權力ニ對スル人民ノ服從關係ヲ規定シタルモノアリ。民法、商法等人民相互ノ間ニ生ズル權利義務ノ關係ヲ規定シタルモノアリ。前者ヲ公法ト名ツケ、後者ヲ私法ト名ツク。

命令ニハ勅令、閣令、省令、府縣令等種々アリ。勅令ハ天皇

ノ御親署ヲ以テ發布セラル、モノヲイフ。憲法ニ明記セル大權事項ニシテ法規ニ屬スルモノハ勅令ヲ以テ發布スルモノトス。行政各部ノ官制ノ如キ其ノ一ナリ。法律ノ施行ニ必要ナル細則モ亦大抵勅令ヲ以テ發布ス。勅令以外ノ命令ハ内閣總理大臣、各省大臣、府縣知事等各其ノ主管事務ニ關シ委任セラレタル權限ニ基ツキテ發布スルモノニシテ、其ノ官廳ノ異ナルニ隨ヒテ其ノ名稱ヲ異ニス。

法律ヲ以テ命令ヲ改廢スルヲ得ベク、命令ヲ以テ法律ヲ改廢スルヲ得ザルヲ通則トス。然レドモ大權事項ヲ規定スル勅令ハ法律ニ對シ獨立ノ効力ヲ有スルモノ

ニシテ、法律ノ爲ニ改廢セラル、コトナク、又法律ニ代ルベキ勅令ハ法律ト同ジキ効力ヲ有スルモノニシテ、法律ヲ改廢スルノ力アリ。法律ニ代ルベキ勅令トハ公共ノ安寧ヲ保持シ、又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ、帝國議會閉會ノ場合ニ於テ發スル勅令ナリ。此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ、帝國議會ニ提出スベク、若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ、政府ハ將來ニ向ヒテ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベキモノトス。是憲法第八條ニ規定セル所ナリ。

凡ソ法規ハ既往ニ遡ラザルヲ原則トス。又舊法ノ規定ニシテ新法ノ規定ト矛盾スルモノハ新法ノ施行ト共

ニ自ラ改廢セラレタルモノト見ルベシ。國民ハ法律命令ヲ知ラザルベカラズ。知ラザルヲ以テ其ノ違反ノ責ヲ免ル、ヲ得ザルナリ。

第二十一課 道德と法律

法律を遵奉するは國民の重大なる義務にして、法律の命ずる所は道德亦之を命じ、法律の禁ずる所は道德亦之を禁ずるや論を待たず。然れども法律は唯國民福利を増進し、安寧秩序を保持せんが爲、國家の權利を以て干涉すべき事項を規定するに止り、道德に比すれば其の範圍遙に狭し。

餘財を有するもの公共の爲に應分の義捐をなすが如

きは、法律之を命ずるにあらざれども、道德は善事として之を獎勵す。集會訪問等に約束の時刻を違ふるが如きは、道德上より言へば非難すべき事なれども、法律は之を禁ぜざるなり。是等は唯其の一例に過ぎざれども、吾人日常の行爲は法律の支配に依るものよりも、道德心の發動に出づるもの多し。されば唯法律の命ずる所を行ひ、法律の禁ずる所を行はざるのみにては、完全なる人といふべからざるや明かなり。

行政官廳の處分に對し、人民に訴訟の途を與へたるは、一定の範圍の事件に限れり。故に行政官廳は人民に訴訟の途なき事件に關しては、如何なる處分をなすも不

可なきに似たれども、其の實訴訟の途の開けたる事件に關するよりも、徳義上の責任は一層重からざるべからず。若し行政官廳にして世態人情を辨へず、法律を唯一の標準として、一切の行政上の處分をなさんか、之が爲に官民の和合を破り、延いて國家の安寧を害するに至るべし。又法律は債權者に對して、債務者が約束の期限に至りて其の債務を果さざる場合には、之を法廷に訴へ、財産差押の處分を請求するの權利を與へたり。然れども道德上より言へば、此の權利を行使するは已むを得ざる最後の手段たるに止り、債務者の事情を察せず、法律の與へたる權利なりとて、直ちに之を行使する

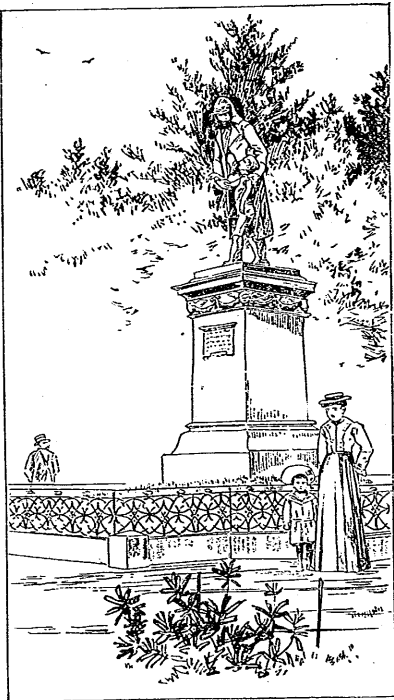
が如きは、人情に戻るものとして、甚だしく擯斥せらるべし。されば法律の許す所、道德必ずしも之を許さざることあり。法律上有する權利は飽くまで之を主張し、他人の己に對する義務は飽くまで之を強請するを以て人道に背かざるものと思ふは大なる誤なりとす。さればとて、其の權利に對する義務を有するものは固より之を果さざるべからず。之を怠るは道德の許す所に非ず。道德は必ずしも法律の與へたる權利の行使を許さずと雖も、法律の命じたる義務は直ちに之を果さんことを命ずるものなりと知るべし。之を要するに、法律の命ずる所は必ず之を行ふべく、法

律の禁ずる所は決して之を行ふべからず。法律の許す所は之を行ふべきや否や、更に道德上の考量を要す。又法律は人間の爲すべき行爲の一部を示すものに過ぎず、人間の爲すべきことは法律の規定せる以外に多々あることを知るべし。

第二十二課 ペスタロッチ

山水の美を以て歐洲に鳴れる瑞西國のチューリッヒ市の街頭、粗服敝履の人、蓬頭跣足の一兒を伴ひて立てる銅像あり、是教育界千古の偉人ペスタロッチを記念せるものなり。

ペスタロッチは西曆一千七百四十六年を以てチューリッヒ



市に生れ、六歳父を喪ひ、母の手一つに育てらる。幼き時より品性純良にして、人を愛するの熱情に富み、長ずるに及びて、救世済民の念頗る盛なり。初め僧侶たらんと志して得ず、尋で法政の學を修めしかど亦成らず。荒蕪の地を開墾して貧民に産業を授けんことを企てしが、此の事業も亦失敗に歸し、其

の全財産を失ふに至れり。

是に於て更に貧民の子弟を集めて實業學校を創めしが、貧兒の多くは怠慢にして勤勞を厭ひ、食に飽き暖を得れば、遁走を企つる者さへ少からず。誠意に出でたる慈善の事業も、却つて非難の聲を以て酬いられ、遂に學校を閉づるの已むを得ざるに至れり。しかも堅忍不拔なるペスタロッチは毫も失望することなく、自ら謂へらく、余の失敗は余に計畫の眞理を授けたりと。是より蟄居十八年、専ら文筆を以て世道人心に益せんことを努め、其の間一書を著して、教育の淵源は家庭にあり、家庭の中心は母にあり、母賢なれば家齊ひ、一家齊へば一郷

治り、延いて全國の民風自ら純良の域に進むべしとの意を寓せり。此の書忽ち佛獨の諸國に流傳し、人をして教育の忽にすべからざるを知らしめたり。普魯西亞の王后ルイゼ曾て難を露境に避くるの途、之を讀みて曰く、吾若し自由の身ならんには、親ら往きて此の人を訪ひ、全人類の名を以て深謝の辭を述べんものと。

當時瑞西も亦佛國大革命の餘波を受け、戰亂處々に起り、家を焼かれ、親に離れて、流離する者多く、スタンツの町特に甚だし。ペスタロッチ乃ち單身スタンツに赴き、廢寺を以て學校とし、専ら兒童の教育養護に従事せり。此の時住民の窮乏は實に其の極に達し、子弟の教育の如

きは何人も之を顧みる者なかりしかば、百方勧誘して、八十人の兒童を得たり。其の中には四肢悉く吹出物に掩はるゝあり、全身に虱しゅうのたかれるあり。ペスタロッチは毫も之を厭はず、常に兒童と起居寢食を與にし、夜は兒童の熟睡するを見て、始めて寢に就き、病に罹るものあれば、看護到らざる所なし。其の焦心勞思察するに餘りあり。幾ばくもなくして、スタンツは再び戰場となり、其の學校は戰時病院として收用せられ、ペスタロッチは已むを得ずしてブルグドルフに移れり。

ペスタロッチのブルグドルフに來るや、自ら請ひて其の地の貧民學校の補助教師となりしが、熱誠の餘り、却つ

て同僚の忌む所となり、斥けられて再びイバーダンに移れり。此の頃に至りて、ペスタロッチの精神的事業は漸く社會の注目する所となり、學者教育家は言ふに及ばず、公侯貴紳の來り訪ふ者相踵ぎ、歐洲諸國の政府も亦視察員を送るに至れり。ペスタロッチは感奮激勵、老の其の身に至るを知らず、朝は二時に起き、先づ筆を執りて著述に従ひ、然る後課業に臨み、參觀の客到れば、諄々として説明して、毫も倦むこと無かりき。かくて西曆一千八百二十七年、八十二歳にして歿せり。

ペスタロッチの生涯は奮闘努力の歴史なり。其の逸事の傳ふべきもの少からず。佛國公使の曾てイバーダンの

學校を參觀せし時なりき、當時ペスタロッチは劇烈なる關節炎を患へて床上に呻吟せしが、病を力めて各教室を案内し、熱心に説明せしに、いつしか病苦を忘れて、遂に健康を恢復せりといふ。又露西亞皇帝に謁見して、教育の意見を述ぶるに當り、身の貴人の前に在るを忘れ、席を前めて帝の衣端をつかまんとして顛倒せしことあり。又或冬の日、乞食の跣足にて窓下を過ぐるを見、直ちに己が靴を脱して之に與へ、己は藁を編み足に纏ひて登校したりといふ。

ペスタロッチの偉大なるは其の學術にあらず、其の事業にもあらずして、實に其の精神にあり。彼は眞に人を愛

せり。而して眞に人を愛するの道は善く之を教育するにあるを信じたり。此の愛情と信念とを以て、終始一貫、心身を捧げて教育の爲に盡せしなり。チューリッピ市街頭、行人旅客をして其の像下に低回俯仰せしむるもの、眞に故なきにあらず。

第二十三課 愛

燒野の雉、夜の鶴、さては乳虎の怒、舐犢の愛、子を思ふ情は禽獸にも備れり。旅雁の空に叫ぶも、牧羊の野に呼ばふも、友を呼ぶ親愛の聲にあらざるは無く、やがては外敵に對する警告にてもあるべし。げに愛は團體の結合力にして、道德の主なる要素たるなり。

愛は己を思ふ情を推して他に及すに外ならず。己の苦を除かんとする心を擴めて人の苦を除かんとし、己の樂を得んとする心を擴めて人に樂を得せしめんとする同情の心なり。此の同情の心は親に對しては孝となり、子に對しては慈となり、夫婦の間にては和となり、兄弟の間にては友となる。一般尊長に對して愛敬し景慕するの心も亦其の發現といふべし。更に之を擴めては愛郷心となり、愛國心となり、又社會公衆に對する愛となる。慈善・仁惠・哀憐等皆愛の種類にして、宥恕・愛撫・慰藉等愛の發動にあらざるはなし。

一代を師導して百世の儀表となれる偉人は、皆弘く愛

を宣傳して、人類の幸福を進めんとしたるものなり。孔子・釋迦・基督の如きは皆然り。我が國御歴代の御仁慈は申すも畏し。各國代々の宗教家・教育家・道德家の事業も究極する所亦一に歸す。

愛は萬物を生育する太陽の光に比すべく、愛ありて始めて人生の妙味あり。社會の平和を得るも、國家の安寧を保つも、愛の結合力に賴れり。愛なくば何の處にか社交の愉快あらん、何の處にか家庭の和樂あらん。愛の情はかくの如く貴く、愛の力はかくの如く大なり。然れども若し自然の發動に任せんか、此の貴ぶべき情も却つて恐るべき弊害を醸すことあり。又博く他人を

愛せんとして、却つて其の親しきものを顧みざるが如きは宜しきに適へりと謂ふべからず。愛情は常に明確なる智力と鞏固なる意志とを以て節制を加へざるべからず。愛情は養ふべく、愛情には溺るべからず。西洋の諺に曰く、愛は盲目なり。」と。

第二十四課 大原御幸

春過ぎ夏立ちて、北祭も過ぎしかば、法皇（後白河院）は夜をこめて大原の奥へ御幸あり。遠山にかゝる白雲は散りにし花のかたみにて、青葉に見ゆる梢には春の名残ぞ惜しまるゝ。卯月二十日餘りのことなれば、夏草の茂みが末を分入らせ給ふ。

西の山の麓に一字の御堂あり。即ち寂光院なり。古く造り成せる泉水木立、よしある様の處なり。薨いづか破れては霧不斷の香を焚き、扉落ちては月常住の燈を掲ぐとは、かかる處をや申すべき。庭の若草茂り合ひ、青柳絲を亂りつゝ、池の浮草は波に漂ひて錦を曝すかとあやまたる。中島の松にかゝれる藤波の紫に咲ける色、青葉まじりの遅櫻初花よりも珍しく、岸の山吹咲亂れ、八重立つ雲の絶間より、山時鳥の一聲も君の御幸を待顔なり。法皇叡覽ありて、

池水に汀の櫻散りしきて、

浪の花こそ盛りなりけれ。

女院(建禮門院)の御庵室を窺覽あるに、軒には蔦あさがほはひかゝり、杉の葺目もまばらにて、時雨も霜も置く露も漏る月影に争ひて、たまるべしともおもほえず。後は山前は野邊、僅かに言問ふものとは、峰に木傳ふ猿(さる)の聲、賤が妻木の斧の音、あはれにさびしき御様なり。

法皇、人やある、人やある。」と召さるれども、御いらへ申すものもなし。稍ありて老衰へたる尼一人参りたり。女院はいづくへ御幸なりぬるぞ。」と仰せあれば、此の上の山へ花摘みに入らせ給ひて候。」と申す。汝は如何なるものぞ。」と仰せあるに、さめくと泣きて、御返事にも及ばず。やゝやりて涙を押へて、申すにつけて憚り覚え候へど

も、故少納言入道信西の女阿波内侍にて候。御覽じ忘れさせ給ふぞかし。何事につけても唯夢とのみ思せ。」とて、顔を袖に押當てて泣く。

御庵室に入らせて、障子を引明けて、窺覽あるに、一間には佛畫と先帝の御繪とをかけ給ひ、經卷など置かせ給ふ。障子には諸經の要文ども色紙に書きて、處々に押されたり。蘭麝(らんじや)の匂に引きかへて、香の煙のみ立上る。其の中に女院の御歌と覺しくて、

思ひきや、み山の奥に住居して、

雲井の月をよそに見んとは。

御寢所と覺しくて、竹の御竿に麻の御衣、紙の衾(かき)などか

けられたり。綾羅錦繡の装も夢になりたるぞ悲しき。稍ありて、上の山より濃き墨染の衣着たる尼二人、岩の岨路を傳ひて下りわづらひたる様なり。法皇、あれは如何に。と問はせ給へば、尼は涙を押へて、花籠臂にかけ、岩つゝ、じ持たせ給ひて候ふは女院にて渡らせ給ふ。妻木に蔵折添へて持ちたるは先帝の御乳母大納言の典侍の局。と申しもあへず、泣きに泣く。法皇御涙を流し給へば、供奉の公卿殿上人も袖を絞らぬは無かりけり。

第二十五課 名數

皇位の御しるしとして萬世に傳へ給ふ三種の神器は、尊嚴無比なる國體を表彰して世界に誇るに足れり。神

武天皇御即位の日たる二月十一日の紀元節、天皇陛下の御誕辰たる十一月三日の天長節は、新年の佳節と共に我が國の三大祝節として、上下舉りて之を賀ぐ。持國・增長・廣目・多聞は佛法保護の四天王たるより、武家の四天王、和歌の四天王等、歴代之に準へて稱ふる例多し。木・火・土・金・水を五行といひ、青・赤・黄・白・黒を五色といへるは、現今の學理より論ずれば正確なりといふこと能はざれども、仁・義・禮・智・信を五常とし、君・臣・父・子・夫・婦・長・幼・朋友の五倫に就いて教を設けたるは、古人の立言千古變ることあるべからず。憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の六法は明治の世新に編纂せられたる法典に

して、永く後世の典範たるべし、在原業平・僧正遍照・文屋康秀・大友黒主・小野小町喜撰法師は六歌仙として、其の名古くより人口に膾炙し、惠比壽・大黒布袋・毘沙門・辨財天・福祿壽・壽老人は七福神と稱せられて、今尙民間の尊崇を受く。支那洞庭湖の八景に擬して琵琶湖に八景を稱したるより、名勝の地八景を數ふるもの處々に在り。己より遡りて父母・祖父・曾祖父・高祖・父母・己より下りて子孫・曾孫・玄孫を己と併せて九族と稱せしが、民法にては何親等と數ふ。甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支は古く年紀を算する方法にて、今尙用ふれば記憶せざるべからず。三十三

番の觀音の札所、五十三次の東海道の宿場、さては百八煩惱・五百羅漢等悉く其の名を擧げんことは難かるべし。

第二十六課 三條岩倉二公

王政維新の勳業を語るものは先づ指を三條岩倉の二公に屈すべし。三條家は藤原氏にして、鎌足より十六代太政大臣實行の後胤たり。岩倉家は村上天皇の皇子具平親王の末裔にして、准后源親房と其の祖を同じうす。明治中興の二大功臣は此の二名門より出でて、勳徳の顯著なる遠く其の祖先を凌げり。三條實美は右大臣實萬の子、天保八年丁酉の年に生る。



岩倉具視之より長ずること十二歳、文政八年の生にして、同じく酉年なるも奇とすべし。いづれも夙に皇室の陵夷を慨きて、王政の復古に心膽を碎き、公家中の傑出せる人才として、早くより列藩志士の間に尊重せられたり。維新創業の時、實美の議定たるや、具視初め參與となり、幾ばくもなくして亦議定となれり。後實美進みて太政大臣となるに及び、具視は右大臣に任ぜられ、共に台鼎の重きに任じ

て、夙夜勵精、百事更新の政務を處理し、中興の偉業着々として其の緒に就くを得たり。されば天皇陛下の御信賴亦極めて厚く、明治二年特に其の偉勳を賞するの優詔あり。二公に對して、國家の柱石、朕の股肱なり。と仰せ給ひ、將來輔導益望むこと

あり。と宣はせ給ひしが、同四年には其の邸に親臨して、功勞を謝すとの勅語をも下し給へり。

明治十六年七月具視の疾篤きや、親しく其の病床を



問はせ給ふこと二回、薨ずるに及びて太政大臣を贈らせ給ひ、葬るに國葬を以てし、朝を廢せらるゝこと三日。後正一位を贈らせ給へり。實美は明治十八年内閣新制の成るに至るまで、續きて太政大臣たりしが、其の時上表して太政官制度變更の必要を奏し、職を辭して内大臣に任ぜらる。越えて二十四年二月病篤きに及び、親臨して手づから正一位を授け給ひしが、尋で薨ぜり。廢朝三日、國葬の儀を行はせ給ひしこと具視の時の如し。實美は溫厚篤實能く人物を包容し、具視は剛毅果斷最も偉略に富めり。二公の性行長短相濟ひて大業を翼賛せしは眞に國家の幸福なりき。惜しいかな、其の齡いづ

れも耳順に達せず、今日の盛運を見ずして逝けるは、國民の今に至りて痛惜する所なり。

第二十七課 阿閉掃部

結城秀康越前に封ぜられし後、阿閉掃部とて武功の譽ありし者を厚祿にて召抱へけり。又伯伊勢とて、是も國にて世祿の歴々なりしが、嫡子に鎧の着初せさせけるに、彼の掃部を招待して、子に鎧着する事を頼みけり。さて祝の盃に及びし時、伊勢「今日は愚息が鎧の着初にて候まゝ、御身の御武功の事御物語り候ひて彼に御聞かせ候へ。」といひしに、掃部「いや、某が身の上に御話し申すべき程の武功は覚え申さず候。されど御望ももだしが

たく候まゝ、某一生の内に武者振の見事なる士を一人見申して候。其の事を話し申すべし。江州賤^し嶽の戦に、暮方に某一騎、余吾の湖のわたりを引き候ひしに、敵と覺しくて、後より詞をかけし故、馬を引返し候へば、其の人申し候ふは、『今朝よりかせぎ候へども、よき敵に會ひ申さず候。御人體を見受け、幸とこそ存じ候へ。御不承ながら、御相手になり申すべし。』とて、進み寄り候故、『それこそ此方も望む所にて候へ。』とて、互に馬を乗放し、既に槍を合せんとしけるに、其の人、『暫し御待ち候へ。今朝より雑兵を多く突崩し候故、槍よごれて候まゝ、槍を洗ひ候うて、御相手になり候はん。』とて、余吾の湖に槍を打ちひた

し、二三遍洗ひ、『さらば。』とて突合ひしが、久しく勝負なかりし程に、日も暮果てて、物のあやめも見えずなりぬ。其の時彼方より又詞をかけ、『もはや槍先も見えず候。御残り多くは候へども、是までにて候。御暇申し候ふべし。御名こそ承りたく候へ。某は青木新兵衛と申す者にて候。』とて、某が名をも承り候うて、『此の後又陣頭にて出合ひ候はば、互に人手には懸り申すまじく候。若し又味方にて候はば、わりなく入魂いたし候ふべし。さらば。』とて立別れしが、是程見事なる武士は遂に見侍らず。いかゞ成果て候にや。』と語りけり。其の頃伊勢がもとへ心安く出入する青木方齋といふ浪士あり、其の日も來て、勝手に

居たりしが、此の物語を聞きて、勝手よりにじりいで、掃部に向ひて、さても只今の御物語承り、今更昔を思ひ、涙を落してこそ候へ。其の時の御相手になり候青木新兵衛は恥づかしながら我等にて候。かく申すばかりにては、うきたる事に覺すべく候。とて、其の時雙方の鎧のをとし、馬の毛色を一々言ひけるが、一つも違はざりければ、掃部驚きて、さてく、久しくて逢ひ候うて、本望に候。とて、手前にありし杯を方齋にさし、是をしるしにとて、腰の脇差を抜きて引きけり。それより方齋が名國に高くなりし程に、秀康の耳へも達せしかば、掃部と同じ祿にて召出されけりとぞ。青木が武者振の見事なるはさ

る事にて、阿閉が彼が事を言出で、名のり合ひて喜びし、又伊勢が子の鎧の着初に、掃部を招きて、子の爲にとて武功の物語を望みし、いづれもさしたる事にてはなけれども、其の頃の士風武を嗜みし事知られたり。

第二十八課 讀書

我等は何の爲に學校に學ぶか。いふまでもなく、我等の智能を啓發し、徳器を成就するが爲である。然らば學校を卒業すれば、我等の智徳は十分であるか。否々、學問の道には際限が無い。學校で學ぶ知識は九牛の一毛にも過ぎない。至善至徳の域に達するのは畢生の力を盡しても及び難い。學校は智徳の基礎を造る處で、我等は一

生を通じて其の大成を期せねばならぬ。

若し學校を卒業しただけで、進んで自己の修養に志さなければ、將來の進歩は望まれないのみならず、折角學校で築いた基礎までも打壞して、あたかも多年の修業をむだにして仕舞ふのである。學校を卒業してそれの職務に就いて後も、常に學校に在る時と同じ心持で、斷えず自己の智徳を進めようと工夫して行く人にして、始めて立派な國民となり得られるのである。それこそ最初から學校に入つた目的にも叶ふし、國家が學校を建てた趣旨にも合するのである。

社會に出て實務に當れば、學校で學んだだけでは足り

ないことを悟る場合もあらうし、又學校では全く學ばなかつた事柄に出會ふ場合も多いに相違ない。世には實世間・活社會に入れば、實世間・活社會が即ち種々の事柄を教へてくれると言ふ人もある。世界は大學校である。といふ諺の通り、これには固より幾分の眞理はある。何時も世間からの教を待つばかりでは不十分である。他の教を待たず、常に自ら進んで自己を教育する覺悟が無くてはならぬ。學校で接觸した師友が何時も傍に来て忠告をしてくれるものでも無いから、先生や友人と同様に依頼することの出来る忠告者を求める必要がある。それは何かと言へば、書物である。書物は我等

の修養を助ける唯一の師友である。

讀書を少數の學者の仕事と思惟した時代は既に經過した。今は國民一般が讀書に依つて各自の智徳を磨くべき時代である。身分・職業の如何に關らず、學校で得た讀書力を活用して、常に其の業務に關する知識を進め、其の品性を高め、思想を健全にし、趣味を高尙にするのが必要である。必ずしも程度の高い書籍を讀めといふのでは無い。それ〴〵の業務嗜好に應じて適當な書物を讀む中には、必ず何等かの修養を積み、幾ばくかの利益を享けるのである。

昔は書物が少くて、一部の書物を求める爲に、わざ〴〵

遠方に出掛け、夜も寝ずに寫し取つて勉強したといふやうな話がいくらもある。今は印刷術も進み、書物の直段も安くなり、どんな田舎でも大抵の書物は得られぬ事は無い。又職業が多忙で、讀書の暇が無いといふ人も往々あるが、心掛一つで、毎日幾らかの時間を讀書の爲に割くことはむづかしい事では無い。本居宣長にも、

をり〴〵に遊ぶいとまはある人の
いとまなしとてふみ讀まぬかな。

と詠じた歌がある。

こゝに甲乙の二國があつて、甲の國民の大多數は争うて自己教育の爲に讀書するのに引きかへ、乙國民は何

等讀書に興味を有しないとすれば、兩國民の將來に於てどれだけの差が生ずるであらうか。さればこそ今日の文明國に於て、到る處に各種の圖書館を設立し、國民に讀書の便宜を與へることを競つて居るのである。目下世界各國の中で、圖書館の最も發達して居るのは北米合衆國で、千冊以上の書籍を藏して居る圖書館の數が五千餘、藏書の合計が四千五百萬冊。其の外藏書數の千冊に満たない小圖書館に至つては、如何なる村落にも無い處は無い。我が國にても近年各府縣市町村等に於て、續々圖書館設立の企あるは誠に慶賀すべきことである。圖書館は實に學校とともに國民教化の重要

機關である。

第二十九課 春を待つ歌

北風のすさぶがまゝに、

野も山もうらさびたれど、

草木や、芽はふくらみて、

暖き光を待てり。

ひねもすに口をつぐみて、

鶯は谷にこもれど、

笹かげに空をうかゞひ、

巢を出づる構やすらん。

沖邊ゆく白帆も稀に、

浪の花岸に凍れど、

立ちならぶ粗朶に青みて、

海苔の香の高きが着けり。

やがて見よ、月はおぼろに、

島影は夢かと浮び、

春の海、静けきゆふべ、

櫻鯛をどらん近し。

かくて今、春は隣れり。

雪分けて若菜も摘まん、

遠近の梅も尋ねん、

樂しきは春まつ心地。

第三十課 伊藤博文

天保十二年九月二日、周防國熊毛郡束荷村の農家に呱呱の聲を挙げたる一男兒は、即ち他日維新の功臣明治の元勳として衆望を一身に集めたる従一位大勳位公爵伊藤博文其の人なり。天の將に大任を是の人に降さんとするや、必ず先づ其の心志を苦しめ、其の筋骨を勞せしむ。と。博文家貧なり。幼にして父母に従ひて萩に出て、諸家に雇はれて具に艱苦を嘗む。藩士來原良藏其の

資性の穎敏なるを見て、訓育最も力め、勸めて吉田松陰に従學せしめ、後之を木戸孝允に薦む。孝允一見其の奇才を愛して、東奔西走國事に勤むるの際、常に博文を伴なひて參畫せしめたる所多し。

博文年二十三、海外の事情を審にせんと欲し、井上馨等と相謀り、萬難を排して、竊に英國に航せり。此の時長州藩にては馬關海峽を通過せる外國船を砲撃すること數回、各國聯合して其の罪を問はんとす。博文等英國に在り、新聞紙を讀みて之を知り、馨と共に倉皇歸國し、直ちに各國公使に懇請して猶豫を求め、藩主に向つて具に攘夷の行ふべからざるを説き、辯論甚だ力む。然れど

も未だ藩論を一變するに至らざるに、聯合艦隊は馬關を砲撃して、長藩の兵大いに破られ、博文等の慘憺たる苦心も全く水泡に歸せしかば、高杉晉作及び馨等と力を講和に竭して、能く其の局を結べり。是より後王政維新の大業成るに至るまで、博文は常に長藩の爲に列國及び諸藩と應酬折衝の任に當り、随つて内外の情勢に通ずること益精しく、識見は年とともに高し。

維新の業成るや、博文は二十八歳にして兵庫縣知事に拔擢せられ、尋で明治三年貨幣制度及び銀行制度取調の爲米國に派遣せられ、居ること半歳、再び岩倉大使の副使として歐米を巡遊し、歸朝後直ちに參議兼工部卿

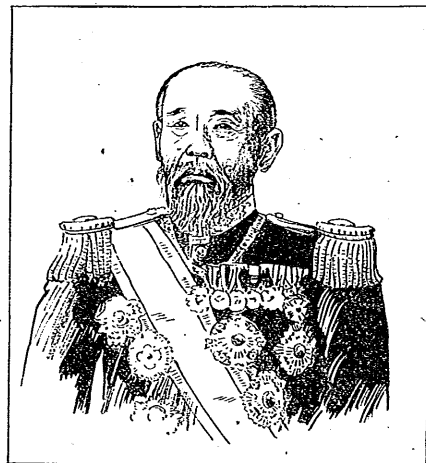
に任ぜらる。時に年僅かに三十三。累進の速なる多く其の比を見ず。爾來國家樞要の政務にして、博文の與り知らざるはなく、木戸孝允薨じ、大久保利通兇手に斃れて後は、輿望一時に加り、廟堂の上一日も博文なかるべからざるに至れり。

かくて工部卿より内務卿に轉じ、又時に外務・宮内・大藏の長官を兼ね、明治十八年官制改革と共に、四十八歳にして内閣總理大臣の重職に就けり。是より先明治十五年、憲法取調の大命を帶びて歐洲各國を歴訪し、歸朝後劇務の傍、憲法起草の任にあたり、日夜精勵、皇國の國體を基本とし、先進諸國の制度を參酌し、以て其の完全無

缺ならんことを期し、遂に千載不磨の帝國憲法及び皇室典範起草の功を竣へたり。此の一勲業を以てするも、博文の名は永く竹帛に垂るゝに足れり。

日清戦争の際、博文は内閣總理大臣として畫策宜しきを得、全權大臣として講和談判の衝に當り、下。關條約を締結して帝國の國威を發揚せり。内閣總理大臣に任ぜらるゝこと四回、樞密院議長に任ぜらるゝこと三回。明治二十三年帝國議會の開かるゝに當りては貴族院議長に任ぜられたり。又日露戦争に際して獻替盡瘁する所甚だ多く、既にして統監の印綬を帶びて、銳意韓國の指導啓發に任ず。後日韓國併合の圓滿に遂行せられし

は、博文が用意周到なる施政の功に基づくもの多し。博文は獨り政治の樞機を掌りて、帝國の發展に偉勳を建てしのみならず、或は宮内卿として、或は帝室制度取調局總裁として、皇室の制度典例を定めたる功績亦擧げて數ふべからず。明治初年以來概ね政府の要路に立ち、偶職を辭して閑地にある時も、御諮詢に答へ奉りて獻替の誠を致し、又大命を奉じて海外に使し、歐米の地を蹈むこと前後六回に及び、統監の印綬を解きて後も、六十九歳の老軀を以て滿洲視察の途に上れり。此の行は即ち其の泉路の首途にして、哈爾賓に於て一兇漢に狙撃せられ、明治四十二年十月二十六日を以て、光輝赫



赫たる生涯は其の終を告げぬ。凶報の一たび傳はるや、内外各地よりの弔電雨の如く至り、東西の新聞紙は、筆を揃へて生前の功勳を稱へたり。天皇陛下軫悼の餘、國葬の當日廢朝仰せ出させ給へり。

畏くも、股肱之レ倚り、柱石之レ任ジ、忠貞君ニ奉ジテ公正事ニ當リ、勳績倍、顯レテ望ミ一世ニ隆シ。と宣ひし陛下の恩誅を拜讀すれば、如何に御信任の厚かりしかを

知るべし。博文が久しく顯要の位に在りながら、克く清廉を嚴守して、未だ曾て身後の計を念とせざりしが如きも、國家の重きを以て自ら任じ、盡忠奉公に専らなりし至誠の一端を見るべく、誠に後世國士の龜鑑とするに足れり。

第三十一課 歐米人の日本人觀

歐米の學者及び旅客等にして、著書に雜誌に我が國民に關する批評を公にしたるもの少からず。其の觀察精粗相同じからず、間、其の正鵠を失へるものなきにあらざれども、左に掲ぐる諸點は大抵相一致し、能く我が國民の長所と短所とを指摘し得たるが如し。

日本人は身よりも家を愛し、家よりも國を愛す。故に一身を捨つるも、家名を汚し、祖先を辱しむるを欲せず。君國の爲には命を鴻毛の輕きに比す。此の精神の發する所、義俠心となりては、身を挺して他人の難に赴くを辭せず、榮辱の念となりては、一命を抛つとも其の面目を完うせんとす。然れども之が爲に一時の客氣に驅られて、前後の分別を忘れ、輕舉事を誤るが如き事なきにあらず。

日本人の親族故舊に厚きや、一門の中に貧困不具癯疾の者あれば、進んで之を扶助し、鰥寡孤獨の者あれば、務めて之を救済す。之が一面には動もすれば自立自營の

念に乏しく、困窮に際すれば、直ちに親近に依頼するの弊あるを免れず。

危急存亡の場合には、團體の爲に自己の利益を犠牲にするを辭せざるは其の長所なれども、平素事なき時に於ては却つて團體に對して冷淡なるは其の短所といふべし。自治團體の事務を少數理事者の專斷に任せて、團體所屬の人民は關知せず、會社銀行等の經營を少數の重役に委ねて、株主の殆ど喙を容るゝことなきが如きは、歐米人の頗る怪しむ所なり。

己が權利を飽くまで主張せざるの長所はあれども、又他人の權利を十分に尊重せざるの短所あり。公衆の集

會に約束の時間を違へ、商業の取引に契約を重んぜざる如きは、畢竟他人の權利を尊重せざるの致す所たり。敏捷にして機智に富み、時に臨み變に應じて事宜を制するに妙を得、勇往邁進勝を一舉に制するは其の最も長ずる所なり。然れども耐久持重の根氣に乏しく、事業を經營するにも、一度蹉跌すれば、意氣阻喪して復起つこと能はざるの風あり。

禮讓の心厚く、坐作進退の儀法は備りたれども、一般公衆に對する公德心は尙甚だ幼稚なるが如し。

語に曰く、他山の石は以て玉を攻くべし。と。是等外人の批評も亦誰か傾聽の價值なしといはんや。將來帝國の

發展を期せんには、國民固有の長所を發揮すると共に、其の短所を補ふに務めざるべからず。我等日本人の最も著しき短所は、七度倒れて八度起くる執着心の缺乏と、信用を重んずる道徳心の缺乏とに在らん。此の短所を去らずんば、世界列強の間に立ちて、平和の競争に勝利を占めんこと難かるべし。

第三十二課 明治の聖世

生れて明治の聖世に逢ふことを得たるは何等の幸福ぞや。御民われ生けるしるしあり、天地の榮ゆる時に逢へらく思へば、と歌ひけん我等の祖先も、あはれ我等の幸福をば夢想せざりしなるべし。

明治聖世の盛運は國史の上にも未曾有の事たるのみか、世界の歴史にも類ふべき例なく、其の目覺しさは筆も言葉も及ぶべきにあらず。

維新以來日本の國土は、南には琉球・臺灣・澎湖島を加へ、北には北海道・千島の開拓次第に緒に就き、樺太島の南半さへ皇土に入り、御稜威は更に二萬方里に垂んとする朝鮮半島にも遍きに至りたれば、今は全國の面積古の六十餘州の二倍にも及びぬらん。

四十年前までは全國二百七十餘藩に分れて、それぞれ一國の觀ありしが、明治四年廢藩置縣の後、大政一に歸し、明治二十一年市制・町村制の公布ありて、地方自治

の基礎こゝに定まり、明治二十二年帝國憲法及び皇室典範を制定せられ、翌二十三年始めて帝國議會の開設を見、今や東洋唯一の立憲帝國として、上下一致國政に當り、國家の綱紀大いに張れり。民法・商法・刑法・訴訟法等各種の法典も亦順次編纂公布あり、國民の權利義務を明確に規定せり。

明治四年に驛遞の法を定め、尋で萬國郵便聯合條約に加入せしより、通信交通の事業は年々整備し、電信電話の架設は全國に遍く、明治七年始めて布設せし鐵道も、年々延長して、内地のみにて既に五千哩を越ゆるに至れり。又我が朝鮮鐵道及び南滿洲鐵道は歐洲に聯絡し、

汽船の航路は帝國の沿岸はもとより、遠く歐米・印度・濠洲の港灣にも及べり。

歐米各國と通商を開きし初には、彼、我を侮り、我が國力亦彼が主張を壓伏するに足らず、締結し得たる條約は對等のものにあらずき。然るに明治三十年條約改正の業成りて治外法權を撤去し、最近の條約改正にては更に稅權の恢復を完うして、今日に於ては世界の列強と全く對等條約の下に立てり。是蓋し歐米諸國が我が帝國の進歩を承認せしに由らずんばあらず。日露戰爭以後、英・米・露・佛・獨・奧・伊の七國と我が國とは互に其の國都に大使館を置きて、大使を駐劄せしむるに至れり。

國權のかくばかり伸張せしは主として教育の力に由れりといふべく、明治五年學制の頒布ありて、邑に不學の戸なく、家に不學の人なきを期し給ひしより、全國の子女皆爭うて學を修め業を習ひ、明治二十三年に下し給ひし教育勅語の聖旨に基づき、ひたすら德器を成就せんことを努む。今や全國小學校の數は二萬六千餘、就學兒童の總數は約六百五十萬。中學校以上、各種の専門學校も亦次第に完備し、有爲の人材年々輩出して、國家の用を成せり。兵制は明治五年徵兵令によりて全國皆兵の古制に復せしより、國民教育の普及と相待ちて、強兵の基は成れり。十九箇師團の陸軍、五十萬噸の軍艦、

將卒の義勇奉公の精神に富めること、世界各國民の稱歎する所たり。

印刷術の進歩より新聞雜誌書籍の刊行の盛なるに至れるは、亦聖世の一大現象にして、教育の普及に貢獻せる所最も多し。又博物館、圖書館等國民の知識を開發する機關も漸次備り、博覽會共進會、展覽會等隨時隨處に開設せられ、殖産興業に利する所少からず。

農商工業の發達の著しきや、明治初年の貿易額は僅かに貳千六七百萬圓に過ぎざりしに、明治四十三年の統計に據るに、輸出入の總額は總計拾億圓に上るに至れり。然れども歐米諸國の盛況に比すれば、固より未だ滿

足すべきにあらず、實業教育の奨励と普及とはいよいよ富國の實を挙げずんば止まざらんとす。

東洋諸國は萎靡皆振はざるが中に、獨り我が國運の隆
隆發展して極みなきは、上聖皇の御稜威に由り、下國民
の忠誠に基づく。我等臣民は此の國に生れ此の世に逢
ひたるの幸運を思ひ、東西文明の融和者として、世界平
和の維持者として、益邦家の隆昌を期し、國力の發展に
盡すべきなり。

高等小學讀本卷四終

K140.8-2-9

303

高等小學讀本 四

定價金拾貳錢

明治四十五年五月三十日印
明治四十五年六月一日發行
明治四十五年六月二日翻刻印刷
明治四十五年七月十七日翻刻發行

著作權所有

著作兼
發行者

文 部 省

明治四十五年六月四日
文部省檢査日

翻刻發行
兼印刷者
大阪市南區難波荻原町千百八番地九
大阪書籍株式會社

代表者 三木 佐助

印刷所
大阪市南區難波荻原町千百八番地九
大阪書籍株式會社

發賣所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
株式會社 國定教科書共同販賣所

